

第七十二回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和四十九年三月二十七日(水曜日)
午前十時四十一分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

補欠選任

三月二十七日

辞任

補欠選任

安井 謙君

安井 謙君

出席者は左のとおり

委員長

土屋 義彦君

理事

河本嘉久蔵君

委員

藤田 正明君

委員

成瀬 幡治君

委員

多田 省吾君

委員

栗林 卓司君

委員

青木 一男君

委員

柴田 栄君

委員

嶋崎 均君

委員

西ヶ久保重光君

委員

竹田 四郎君

委員

田中寿美子君

委員

戸田 菊雄君

委員

野末 和彦君

大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省関税局長 大蔵 公雄君
大蔵省銀行局長 吉田 太郎一君
大蔵省国際金融局長 松川 道哉君
国税庁次長 吉田 富士雄君
事務局側 杉本 金馬君
常任委員会専門員

説明員

大蔵省主税局税制第二課長 福田 幸弘君
厚生省社会局更生課長 角田 耕一君
通商産業省貿易局為替金融課長 佃 近雄君
運輸大臣官房政策計画官 相良 英明君
運輸省自動車局整備部管理課長 南 正彦君
労働省労働基準局賃金福祉部企画課長 川口 義明君
建設省計画局宅地部宅地開発課長 吉田 公二君

本日、の会議に付した案件
○所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案。
以上三法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 大きな政策的な問題については、大蔵大臣が見えなくなつてからお尋ねしたいと思うんですが、主税局長に、税の自然増収額のことを最初お尋ねしたいと思うんですが、四十七年、四十八年、四十九年度の自然増収額は幾らになつておりますか。そして、その中の所得税の自然増収額、あるいはその他に關しての数字を初めにお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 四十七年度が八千二百六十二億円、そのうち所得税が——これは他に自然減収み込みのものがあつたので、所得税だけのほうが大きくて、八千四百六十二億円。四十八年度が二兆五千六百五十六億円、うち所得税が一兆一千五百九十六億円で、四十九年度全体が三兆六千八百五十四億円、うち所得税が一兆九千九百八十一億円で、これはお手元にお配りいたしました提出資料のナンバ―2「最近五年間の自然増収額と減収額の比較」というところの一審上の欄をごらんいただきたいと思います。その数字をいま読み上げさせていただきます。

○田中寿美子君 ちよつと、いまいただいたばかりなんで、まだ目を通していないわけなんで、いままで出された資料から見ているわけなんですけれども、私どもの手元に入っている資料から見て、それで、そうしますと、自然増収額の計算です

ね、計算のしかたはどうやってお出しになるのか、もう一度お願いします。

○政府委員(高木文雄君) それでは四十九年度を例にとつて申し上げます。これもお手元に配つてございます「昭和四十九年度税制改正の要綱租税及び印紙収入予算の説明」という、こういう印刷物のまん中に青い紙が入つておりますが、このあとの——二ページに大体のことをまづ書いてございまして、たとえば、源泉所得税でございますと、給与所得については、前年度に比べ、賃金約一八%の上昇を見込んで算定をいたしております。利子所得は、預金の増加見込み等に基づいて算定をいたしておりますし、配当所得は、配当率の動向等を勘案しております。申告所得税でございますと、申告の種別別に、生産、消費の動向を勘案いたしまして、営業所得につきましては、前年に對し一五%程度増加するものと見込んでおります。法人税につきましては、政府経済見通しによる鉱工業生産、物価水準等を勘案いたしまして、多少端数がございますが、概括的に見まして、四十九年度の法人の申告税額は、前年度の約一割ふえるものというふうに見えておるわけでございます。

以下、きわめて大筋だけでございまして、この二ページに記載してあるとおりでございます。それでその細目は、同じ印刷物の七ページ「第4各税の見積り方法」というところに、記載をしてあるところをごらんいただきますれば、大要はおわかりいただけるかと思ひます。

○田中寿美子君 要するに、前年度の税収の実績に、その次の年の、たとえば物価上昇率だとか、それからその名目成長率を掛けて出すわけでしょう。いまおっしゃいましたように、その経済見通しなんか、法人税なんか、全部、経済見通しを基礎にして計算を出していらつしやるのだと思ひますね。それで過去にも、その自然増収額というの

は、当初の見通しと、いつも、あとは実績が違つてまいりましたですね。そうして、その分を減税に充てておいてやるべきものだろうと、私、思ふわけなんですけれども、で、四十七年度、いま、八千四百六十二億とあることですね、これは私が手元に持っております資料では、これは財政金融統計月報から、調査室のつくったものでございましてけれども、これで見ますと、四十七年度を五千七百三十二億、これ当初の自然増収見込み額なんでございましょうね、そうしますと、減税額は四十七年度、四十八年度、そうして四十九年度ですね、これはいま提出されておりますけれども、もう一度念のためおっしゃっていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 四十七年度の自然増収を、どの数字をとるかというの、ちよつと複雑でございまして、いつもの年と変わっておりまして。と申しますのは、いわゆる四十六年度に年内減税がございまして、それで四十七年度の数字の見方といたしましては、四十六年度の年内減税、二回目の減税は、本来ならば、四十七年度の減税を繰り上げて実施をしたんだという考え方を、私どもとっておりますので、そのいわゆる年内減税がない場合の自然増収は八千二百六十二億、うち所得税の自然増収が八千四百六十二億でございまして。そういう考え方をとらまへて、やはり、この年内減税は、法律的には四十六年度内に成立をいたしておりますから、そういう意味で、四十六年度と考へますと、全体の自然増収は、いま田中委員がおっしゃいました五千七百三十二億という数字になります。減税額は、四十七年度は所得税の自然増収額八千四百六十二億について申しますと、二千五百三十億になりますし、それを四十六年度税制というふうに考へて、所得税の自然増収を五千九百三十二億と置きますと減税額はゼロになります。四十八年度のほうの所得税の減税額は三千五百五十億でございまして。四十九年度が一兆四千五百億ということになります。

○田中壽美子君 いま御説明で、四十六年度に年

度内減税をした分は、本来、四十七年度分のはずであつたという御説明でございしますが、もしそれを四十六年度の減税とすれば減税はゼロになると、ゼロどころか増税になつてゐるんじゃないですか。四十八億の増税ということに私の資料ではなっておりまして。それから四十八年度、二兆五千六百五十六億の自然増収額に対して三千三百五十五億ですね、減税は。で、この比率が、自然増収額に対する減税の額の比率は三・一％、四十七年度をいまの計算でして減税ゼロにいたしますと、減税ゼロどころか増税になつてゐる、四十八億。そうすると、〇・八％の増税になつてゐるわけですね。それから四十九年度の見通し、予算では三兆六千八百五十四億の自然増収額、それに対して減税額が合計で一兆二十億となりますと、これ、減税の比率は二七・一となりますね。こんなふうな、自然増収額が相当あるにもかかわらず、減税の比率が少なくなつてゐたり、それから増税になつてゐたり、たいへん原則がないような気がするんですが、自然増収額というの、税金の取り過ぎです、簡単にいえば、だから、当然のこととして減税をしなればならないはずなのに、このところはどうしてこういうふうになつたのか。そこを御説明いただきたいんですが。

○政府委員(高木文雄君) まず、先ほどお尋ねの歳入見積り額の算定の方法は、御指摘のように、経済見通しに基づいて算定をいたしております。これは必ずしも税だけではないでございまして、予算のいろいろな分野におきまして、やはり、経済見通しに基づいた算定が行なわれております。

自然増収というのが取り過ぎであるという御指摘でございしますが、私は、そういうふうには考へません。経済が大きくなります。経済が大きくなりますと、所得でいいますと個人の収入はふえますから、そのふえた分に対応して、去年より収入が一割ふえれば、やはり、その一割多い収入に対応して所得税を納めていただくというのが筋道ではなからうか。法人税につきましても、法人の所得がふえましたならば、それに応じて法人税を

よけい納めていただくというのが筋道ではなからうかというのがまず第一原則ではないかと思ひます。ただ、問題は、最近の経済の実態が、年々ほとんど例外なしに、名目の伸びが実質の伸びを上回つておりますから、その意味におきましては、名目が実態を上回つてゐる部分については、おっしゃる通りに、税の構造が当初予期したのとは違つた結果を招く。特に、所得税のように累進構造をとつております場合には、その制度がつくられませんでしたような再分配機能というものは異なる再分配機能を営む結果になる、結果的には累進がいわばきつくなるといいますか、実質的にそういう意味で影響がくるわけではございまして。その意味で、名目が実態を上回るような経済状態の場合は、自然増収額の一部につきまして、実質的なむしろ増税ともいふべきものが生じますので、その部分については手直しをする必要があるわけではございまして、その意味で所得税の減税は、戦後ほとんど、数回の例外を除いて毎年行なわれてゐるということとでございまして。

で、もし自然増収がそもそも取り過ぎであるという考え方をとりますと、経済は大きくなるに对应して、財政も大きくなっていかざるを得ないわけではございまして、その漸次大きくなつてまいります財政の追加あるいは増加所要歳出をまかなうに足るだけの歳入の調達ができなくなりまゐるので、やはり自然増収が毎年当然に減税に回されるべきだという考え方は、税が財政の財源であるというたてまえ上、とりがたいのではないかと、いふふうに考へるわけではございまして。

○田中壽美子君 私、いま四十七、四十八、四十九のところでお尋ねしてゐるわけなんです、この三年間というのは、名目成長率と実質とはたいへんな違いが出てきておられますね。それで、自然増収額も非常に飛躍的に大きくなつてゐる。四十八年度は、三千三百五十五億の減税しかやらないけれども、四十八年度の経済見通しというの、これは経企

庁でも、閣議決定で見通しをお変へになつた。たとえば物価は、消費者物価は一四・〇％に見直しております。それから名目成長率は、実質六・四に對して二・九というふうに見直してゐる。ですから、たいへん名目成長率が大いので、自然増収額というのが非常に大きく出てくるわけですね。だから、これはあとでお尋ねしようと思つておりましたけれども、物価調整減税の問題とも関係してきますけれども、その実質と名目の間が大きく離れていないときは、年々減税をやらなくとも、ためてやつたらいいだろうと思ひますけれども、このように毎年毎年、成長率がひどく、名目が大きくなり、実質との間に乖離ができてくるという場合に、私は、四十八年度の減税額というものは非常に少ないと思ひますが、これはどういふふうに御説明いただけますか。

○政府委員(高木文雄君) 四十八年度は、二十年来といつてゐるような、たいへんな物価の騰貴でございまして、そういう意味におきまして、経済見通しにおきます当初の経済見通しと、実績との間に非常に大きな乖離が出たわけではございまして。したがらば、所得税のあり方につきましても、四十八年度の所得税の減税を考へましたときの諸元が変わつたわけではございまして、そういう意味においては、結果といたしまして、私どもが考へておつた状態とは違つた経済が現出をしたということとでございまして。

その場合に、それでは状態が違つたのだからやり直しをすべきである、考え方を變えた組み立てをすべきであるというお考えはきわめて一般的によく言われておるところでもございまして、それは十分理解し得るところでございまして。しかしながら、反面におきまして、経済政策的に考へますならば、所得税の減税は景気刺激策でございまして、所得税の減税が行なわれるということは、可処分所得がふえるということとでございまして、それだけ消費刺激になるわけではございまして、経済政策的には、景気が沈滞したときに減税を通じて景気を刺激すべきであるし、それから景気

が過熱をしたときには、むしろ増税をして吸収すべきであるということになるわけでございまして、さればこそ、四十六年にいわゆるニクソンショック直後に景気の沈滞が起りましたときに年内減税ということが行なわれたわけでございまして、不景気のときに年内減税が行なわれたわけでございまして、これは、景気刺激のためであったわけでございまして、その裏返しから言いますと、四十八年のように景気が過熱になりましたときには、経済政策的には減税を行なうことは適当でない、むしろそれがさらに景気を過熱させる大きな要因となるというふうに考えられるわけでございまして、しかし、一方においては、冒頭に申しましたように、物価が上がればそれだけ生活が容易でなくなるという面がございまして、特に、サラリーマンのように、給与が上がります場合はまだしも、年金生活者であるとか、預金で生活を依存しているというふうな方々にとっては収入の増がありませんから、非常に生活を圧迫することになりますから、その意味ではやはり減税をすべきだという議論もあるわけでございまして、この議論につきましては、政府内等におきましても十分議論をいたしまして、その上で、両者の考え方の上に立って、四十八年度においては、どちらかというと、いまの二つの考え方のうち、経済政策に主体を置いた考え方方で減税を行なわない、むしろまとめて四十九年度に減税をするという考え方に従ったわけでございまして。

○田中寿美子君 これは大臣にお尋ねしたいと思っております。東畑税調会長も、この四十九年度の減税案をつくったときに、石油ショックの前であった、そうして物価の上昇率がこんなにひどくなるとは考えていなかったもので、こういう状況になれば、四十九年度内にもう一度の追加減税の必要があるというふうなことを言っておられるわけですね。自然増収額も、三兆六千八百五十四億というのは、これはやっぱりもともとふえるだろうと思われるだろうと思われま

す。それから四十八年度内の二兆五千六百五十六億、これももともとふえるのではないですか、どうですか。つまり、これは全部いままでの経済見通しで計算をして推算していらつしやるわけなんです。だから、実質的にいえた、きつともつとふえると思うのです。その辺はどんなに思っているのでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっとただいまお触れになりました、東畑税制調査会長は、四十九年度内にも追加して減税を行なうべきだという意見を持っておられるというふうにお触れになりましたが、新聞報道等によりまして、確かにそのような御発言があったやに、少なくとも新聞報道の見出しでは出ておりましたけれども、速記録その他によりましてそういうふうな御発言はございせん。東畑先生が言っておられますのは、今度の減税は非常に大規模なものである、今回のような減税を行なえば、数年間は所得税構造でよろしいのではないかと考えておつたけれども、このように物価の大きな変動があるというところはいかなくなつたと、追つてまた所得税の見直しというものが必要であるというふうにおっしゃっておりまして、四十九年度に行なうべきであるというふうにはおっしゃっておりませんで、念のため申し上げておきます。私のほうで速記録その他で調べました結果も、そういうふうになっております。

それから四十八年度、四十九年度にさらに自然増収がふえるのではないかとということでございまして、四十八年度につきましては、現在の歳入見積もりは、昨年の補正予算を提出いたしました時点におきまして、経済の実態をベースにして組みました。その後今日まで、つまり十一月から三月までの間にさらに経済の実態が変わつておりますから、御指摘のように若干の自然増収があるものと考えております。自然増収と申しますか、いまの補正予算計上額よりは追加するといえますか、収入がふえるものと思っております。四十九年度はどうなるかは、これは全くわかりませんわけでございます、過去におきまして

四十六年度に経験いたしましたように、当初に見込んだだけの収入が得られなかった、したがって、補正予算で減額をしたということもあるわけでございます。日本の場合に最近非常に経済がある意味で不安定でございますし、また、昔間過ぎになりはしないか、冷却し過ぎになりはしないかというふうなこともいわれておるわけでございまして、四十九年度についてどういふふうになりましかは、私もまだちょっと見通せないという現状でございます。

○田中寿美子君 四十八年度の自然増収額はさるにあるだろうということは、お認めになつたと思うのです。

それから東畑会長は、参議院の大蔵委員会にもおいでになりました、それでその点はやはり私たちがお尋ねしたわけなんです。つまり、四十九年度内の追加減税が必要ではないかとおっしゃつたのではないかと。それ、私もいまこへその議事録を持っていないのですけれども、四十九年度あるいは五十年年度に大幅の減税もまだしななければならぬという状態があるのではないかと、というふうに御意見を述べたようになったように私は記憶しているのですが、その点は議事録を調べてみないとわかりませんから、そんなことで争つてもしょうがないのですけれども、私の聞きたいのは、むしろ主税局長の考え方なんです。もちろん、税調会長が答申をなさつたら、それに沿つて今後の税制対策をお立てになるのだということは考えますけれども、しかし、こんなに物価がひどく上がつていく状況では、石油ショックの前になつてた案ではとてもこのままではいかないだろう。その際には、やっぱりいまの経済政策の面からとおっしゃつた。経済政策的な考え方ということですけれども、経済政策的な考え方から、また社会政策的な考え方から、当然のこととして減税をもつとしていくということ、それから減税だけでない、いろいろな方法があると思ひます。税の再配分の機能というのがありますから、そういう点を考えな

ければならないのではないかと、そういう考え方を主税局長は持っていないのかどうかというところで、景気過熱云々の問題だけでなく、そのままだしてありますと今年度のベースアップも相当の比率になるのではないかと想像されるわけなんですけれども、どうしても所得税の額が非常に大きくなりはしないかというふうに思われるものですから、そういうときには、やはり追加減税も考えられるし、あるいはその次の年の大幅な減税も考えられるのではないかと、この点についての主税局長のお考えはどうでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 一つには、このような異常な物価高を招来するということには、いろいろな意味で財政が考え直しをしなければならぬという要素が出てくるわけでございまして。いろいろの物価対策のための歳出需要のいうものもふえてまいりますし、生活保護を受けている、生活保護法の適用を受けているような、貧困家庭対策というものもいろいろまた追加して考えられなければならぬ。いろいろな事柄も起こらないとは限りませんし、いろいろな年金生活者のための施策というふうなことも考えられなければならぬ。いろいろな事柄も起こってくるわけでございまして、四十九年度の予算におきまして、公共事業費等は前年同期度でありましても、四十八年度から四十九年度へかけての変化が大きかったからにはかならないと思つてございまして。税はやはり財源調達ということが最大の目的のものでございまして、そういうことで物価の変動が起きた場合に、財政が膨張をする、またはその膨張が、そういう経済情勢のもとにおいては真にやむを得ない方面に充てられるのであるということも考えますならば、財政の立場からいたしますと、やはり自然増収がありましたからといって、直ちにそれがまず減税に充てらるべきであるという考え方はとり得ないのではないかと、思つてございまして。しかしながら、納税者でない方々、言つてみれば、課税最低限以下である

方々のための対策をとるに足るだけの財源がありまして、それでなお余裕があれば、それは納税者の中の比率的低所得層を主眼に置いて減税というように考える場合があり得るかもしれないというふうには考えます。しかし、そういうときに、何をまずすべきかといえば、あと追いの対策をとることも必要ではございますけれども、何よりもまず物価を安定させるということに全力を傾注すべきものでございますから、そういう意味におきましては、景気刺激的な政策をとるということは、税に限らず、金融の面につきましても、財政の面につきましても望ましくないわけでございます。現在のような財政構造をとっているときには、もし何らかの意味において自然増収があれば、たとえ年度途中におきましても公債発行を減額するというような努力をいたすべきものではなからうか。問題は、現状においていろいろひずみが出たから、そとひずみを直すために追加して減税を行なうということ、現状を解決をするために、総需要対策をとるということが相矛盾をするわけでございます。私どもとしては、財政の景気に及ぼす影響というものをやはり相当強く重視して考えておりますので、税を担当いたします私どもといたしましては、やはりそういう意味での税の機能ということを、こういう変動期にこそ考えなければいけないわけでございますから、経済政策的立場というものを重視して考えるというところにならざるを得ない。もちろんそれでは納税者のいろいろな生活面でのことは考えないのかというところになりますけれども、それも考えないというわけではございませんけれども、財政の景気調整機能というものについては、相当なウェイトを置いて考えるのが私どもの考え方でございます。

○戸田菊雄君 ちよつと関連。物価調整減税についてですね、今回の自然増収の中でこれは何％ぐらい物価調整減税に回しておるんでしょうか、その内容をちよつと説明してくれませんか。それからこれはちよつと筋違いかもしれせん

けれども、先ほどの答弁で主税局長が、可処分所得云々ということをおっしゃいましたけれども、これは可処分所得の給与所得者の平均はどのぐらいと見ているんですか、いま。それをひとつわかつておたら教えていただきたい。

それから石油危機以降、大体昨年の十二月以降でもいいと思うのですが、この以降の物価上昇の上昇割合ですね。これはどの程度に見ておるのか、平均で。その辺はちよつとどういう見解を立てておられるか、三つ、ちよつと教えていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 物価調整減税という概念は、それを頭に置いて幾らの減税をいたしたというところではございせんので、減税のあり方を考えまして、片や物価との関係ではどういふことになるかという意味で、物価に対応して課税最低限を調整をいたしましたならば、幾らの減税をなすべきことになるかという額を、いわば物価調整減税所要額と呼んでいるわけでございますが、その額は、四十九年度における消費者物価の上昇率九・六％ということをお前提にして考えますと、二千二百六十億円ということになります。

可処分所得の数字は、四十八年十二月に発表されました国民所得統計が一番新しい数字かと思ひます。それによりまして、昭和四十六年度において四十八万九千五百八十円という数字が出ておりますが、これは一人当たりでございます。なお御参考までに申し上げますと、そのときの課税最低限は独自の給与所得者の場合当所三十八万二千円、いわゆる年内減税後三十九万二千円ということになっております。

それから消費者物価の石油危機以後の物価の動向につきましては、これは私ども特別な税の立場で別の数字を持っておるわけではございませんので、例の日銀で出しております卸売り物価指数とか総理府で出しております消費者物価指数というもので見ておるわけでございます。それ以外の数字は特に持っておりません。御存じのように、卸売り物価で申しますと、十一月が一・二・三という水準から最近の二月には一・三・七・〇というふう

うに変わっておりますし、消費者物価で申しますと、十一月の一・五・九という数字から、この一月の一・三・一という数字にたいへん非常なスピードで変わっておりますが、私どもも、ものを判断いたしますときの材料といたしましては、やはりこの卸売り物価なり消費者物価の指数というものを頭に置いて作業をいたしております。

○戸田菊雄君 いま局長の言われました物価調整として約二千三百六十億円、これはあくまでも政府の経済見通しですね、物価上昇九・六％、こういうものを土台にして計算をしておる、こういうことでありますが、そういうことになりましたら、いまちよつと明確なこの四十八年度の総決算はできておりませんが、消費者物価で約一・五％くらいこえることがもう明らかですね。まあいろいろとこの対策としては物価安定ということをやっておりますけれども、この物価上昇でいけば、いま急速に、これは政府の――総理や大蔵大臣はいろいろ言っておりますけれども、私はもう大体、今回のこの石油の各製品その他も全部値上げをするという状況からいけば、あるいは私鉄も値上げをする、電力料金も値上げをする、まあこれは参議院選挙等もあつて、政治配慮があつていろいろ抑制措置はとっておりますけれども、しかしもうとて、九・六％なんかでいけないという情勢だけははっきりしているのじゃないだろうか、こういうふうにかけるわけですね。だからいううういうふうにかけるわけですね。だからいううういう面について、いま予算編成上歳入面の主たる所得税の検討をやっているわけですが、これは遠からず何らかの形で、東畑会長が言ったか言わなにか、私どものとき出ていせんからわかりませんが、これは追加減税の措置が必要ではないか、同じように物価調整減税も含めてやっていく必要があるのじゃないだろうか、これは政策面にもかかわる問題だかもしれせんけれども、事務局の最高責任者としても、そういう点はやっぱり検討しておく内容じゃないだろうか、こういうふうに考えますが、その辺の見解をひとつ明確にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 四十九年の物価がどういう推移になるか、消費者物価として九・六％でおさまるかどうかというのには相当むずかしい問題だと思ひます。しかし、むずかしい問題ではございせんけれども、私どももいたしまして、大蔵省全体として、所管行政を通じてあらゆる努力をしなければならぬことであらうかと思ひます。おかげで、この二月の卸売り物価指数の動向は非常に安定的でございまして、三月上旬の数字を見ますと、横ばいのような状態になっております。ただ非常に心配なのは、三月上旬の数字では〇・三でございまして、四でございまして、卸売り物価は上がつておりますが、その上がりました原因の九・六％までが国産商品物価上昇ということによる影響になっております。つまり、国内は一応いまとつておりますが、国際的に金属材料等の、鉱物資源等の価格が上がつたということが三月上旬の卸売り物価指数に影響をいたしております。そういうことに象徴的にあらわれますように、国際的に非常に物価が不安定になっておりますから、その意味において、私どももなかなか容易なことではない、いろいろの影響がいろいろな形で出てくるだらうというふうに思ひますし、いま当面とられております物価政策は、いろいろこの政府の行政指導等によりまして、やや無理に押え込んであるという傾向がございしますから、そしてこれはそう長続きするはずのものでございせんから、ここ一、二旬のやつと落ちついた状態というものがいつまで続き得るかということが非常に問題でございまして、その影響で卸売り物価水準がどういふかということによって、消費者物価水準も必ずや影響されるわけでございますから、御指摘のように九・六におさめすのには相当な努力が要るわけでございます。いろいろ心配をしておるところでございまして、ただし、それがかりておるくいかない、思うように物価が落ちつかないというところになりました場合には、所得税の減税を追加してやらなきやならぬほどの事態になるかどうかということについては戸田委員とは、若干見

解が違うわけでございます。

と申しますのは、一例を課税最低限にとりましても、最近十年間ぐらゐの課税最低限の改善幅は、毎年一％ぐらゐでございます平均で。それに対して、四十九年の改善幅は三四％でございます。これは、必ずしも物価対策を意識して行なわれた減税ではございませんので、むしろ所得税の構造をある程度直そうということで考えられたものでございますけれども、そうかといって当然に物価対策的な意味としても役立ち得るわけでございますので、この九・六という消費者物価の上昇率が若干見込み違いになりましたも、三四という大きな幅で課税最低限の改善がなされております。これは課税最低限だけでございますから、ほかの点も含めまして考えますならば、今度の所得税の大きな幅の減税は、相当程度の物価の変動に耐えられるものであるというふうに考えております。ただ、むしろそれよりも問題は、物価が上がりましてならば、意図いたしました所得税の本来の姿としての改善をはかろうと考えましたことが、意図どおりにはいかなかったと、実質的な意味での減税というものが、十分当初考えていたほどには行なわれないことにとどまってしまう結果になったというところにならうかと思っております。

○田中寿美子君 いま物価調整減税の話が出ましたので、そのことについてなんですけれども、あくまでもいま九・六％というその四十九年度の物価上昇率にとどめたいというのは、これは努力目標だということでございますね。それで、その計算をしているわけなんです、四十七年、八年、九年の物価調整減税額というのを見ますと、物価調整減税という考え方は、所得税の課税最低限を、消費者物価の上昇率に見合せて、それだけ調整していくのだと、それに必要な所要額というふうに考えられると思うのですけれども、四十七年度八百九十億、これは物価上昇率五・三％の予想でございましたね。で、実質的が五・二だと、これ政府統計そうです。それから四十八年度は、千三百七十億の物価調整額、これは物価上昇率五・五％の計算でございますね。これがもうすでに政府の見通しで四・〇に修正されているわけでしょう。ですから、そこで物価上昇率は、すでにたいへん違っている。そうしますと、四十八年度の千三百七十億というこの物価調整減税は、実際には、もう計算をしたら、これずつとこの倍以上にもならなければならぬものじゃないかと思うんですけれども、その辺でどうですか、つまり四十八年度の千三百七十億の物価調整減税額というのは、実際的に五・五％の上昇率で計算したものであるから、一四・〇というその政府の見通しの修正で計算しますと、もうはるかに食い込んでしまっている、物価調整になっていない、ここだけでもふやす必要があるんじゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) 数字をまず申し上げますと、四十八年度は消費者物価の上昇率が五・五であるということを見込んでおりました。そのときに、いわゆる物価調整の趣旨で減税をするとして、御指摘のように千三百七十億でございます。ところで、最近の見通しでは、消費者物価上昇率が一四であるということでございますから、五・五のところを一四に置きかえて計算し直してみますと、その所要額は三千四百九十億ということになるわけでございます。その意味におきましては、四十八年度は、物価調整の観点からいえば、非常に不十分な減税であるということが言えるということとは、御指摘のとおりでございます。

○田中寿美子君 それで、その分をどうするかということなんですけれども、ですから、私どもが四十八年度の年度内にもさらに追加減税が必要だということを主張したのはそういうところにあるので、すでに物価調整分が食い込んでしまっている、そこで、その食い込んだ部分を、さらに四十九年度の物価調整額で、九・六％の計算で二千二百六十億になっているわけですから、そこそこにはそれは加えなければならぬものではないんですか。

○戸田菊雄君 それともう一点。先ほど言われました二千二百六十億田というのは、一兆四千五百億のその給与所得のね、この減税割合からいけば一六％見当になるんですね、おおむね。それは、その物価調整等を含めて、今後の物価上昇の割合を見通した内容でそういうことを算定しているのかどうか、その点一つ。

○政府委員(高木文雄君) まず、田中委員のお尋ねでございますけれども、もし年々々々の減税を、物価に合わせた減税を行なうべきであるということになれば、田中委員御指摘のような考え方が成り立ち得るのではないかとおもうに思います。ただ、毎年毎年の減税は、毎年毎年の物価調整減税要求額よりは、はるかに大きくなっておるわけでございます。十年なら十年を長期で見ているだけならば、そのための物価調整減税所要額と実質のこの所得税の減税の大きさは、はるかに所得税の減税の大ききほうが大いわけでございます。それから、いまと十年前と比べていただきますと、その間に物価が上がりましてにしましても、所得税は相対的に軽減をされておるということは明らかでございます。でございますから、問題は、物価と減税との関係は短期の問題として見れば、これにもこまかい議論をすればいろいろな議論がございますけれども、まあ大ざっぱな議論として言う限りにおいては、御指摘のように、四十八年度の減税が、物価調整所要額との関連においてははた不足なものである、不十分なものであるということとは言えますし、その単年度でものものを勝負をつけるということであれば、何らかの意味において手直しが必要であるということも言えます。ようけれども、そうなりますと、今度は、減税は物価との関係だけで考えなければいのかというところになるわけでございますが、やはり物価との関係だけでは不十分でございます。経済が伸び、名目でなしに実質で所得がふえていきます場合には、ある程度のゆとりを持った生活ができるようにするためには、物価の上昇率を上回るようでございますから、そういうことで、今日まで長

年減税が行われてきておりますので、長期的には問題はないのではないかとおもうに考えております。

それから戸田委員のほうの御質問の、二千二百六十億の、いわゆる九・六％の場合の物価調整減税額という数字はございます。それから片方、一兆四千五百億という減税がございまして、その率が一五％強になるということは御指摘のとおりでございますが、私どもは、その両者の数字の間には何らかの関連がないというふうに考えております。ただ、毎年の減税を考えます場合に、物価調整減税所要額というものが幾らぐらゐになるであろうかということとは、一応その減税規模を考えます場合に、サンドチェックをするためには計算はいたしております。そしてそこにある程度の両者に合理性がなければならぬ。私は、先ほど申す委員に対する答えをして、毎年毎年必ずしも物価調整減税所要額だけはきつと減税をしなればならぬというわけではないのだと、もう少し長期に見ていただきたいと申し上げましたけれども、しかし、やはりそのところは、できるならば、計画を立てるときには、両者を見比べておく必要があるわけでございます。二つの数字の見比べは絶えずやっておりますけれども、この二千二百六十億という数字を頭に置いて、一兆四千五百億というふうな関係にはないということを申し上げておきます。

○戸田菊雄君 いま局長が言われましたように、物価調整減税の合理性をどこに求めるかということですね。三十九年の税調答申の中では、物価上昇がはたしきくなってきたや前兆ですけれども、当時の税調答申では、物価調整減税として五％以内やらないというような答申が三十九年に私は出ておると思う、記憶ですけれども。ですから、そういうものを一定の土台として、今日までやはり主税当局としても、物価調整減税というものを取り扱ってきたと思うのです。ですから、そういうことを考えますと、今日非常に物価高騰がおびただしいということになれば、やは

り一定の物価調整減税に対する合理性をきちとしておこなうかといふかと思ふのですね。だから、今回のこの九・六％、これは経済見通しの上に立つてやっただけでしようけれども、実質の減税総体の中では二・六％以上の物価調整減税に該当する、こういうことであるならば、推測がましいことだけれども、おおむね四十九年度はそれ以上の物価上昇、こういうことになるんじゃないか。これは大抵主税局長、当たっているんですよ。政府が見通しておる経済成長率、いわば名目成長、実効成長、これらをずっと計算をしていきますと、その乖離率というのは大体一五・六％上回っておる。そういう状況になっていきますから、これがストリートですべて物価上昇といひますけれども、そういう面をいろいろと判断をしますと、何らかの角度でやりくり合理性を求めると、一定の基準というものをきちとしておきませんと、われわれは一体何を目標に今後物価調整減税というものをやらせるべきか、あるいはまた実行していくべきかというところになってくると思ひますから、その辺の見解を明らかにしておいていただきたいのです、どうでしょうか、見解は。

○政府委員(高木文雄君) まず、減税の規模をどのように定めるべきかといふことは、二つの角度からチェックされるべきものであるといふふうに考えております。一つは、いま戸田委員お触れになつておりますように、税制の角度から見て、税の問題としてどのようにあるべきかといふことでチェックされるべきものでございましょう。しかし、同時に、何と申しましたも、税は財源調達の手段でございまして、歳入歳入を通じて財政のあり方といふこととの関係において減税も考えられなければならぬといふふうに思ふわけでございします。歳入をどの程度伸ばさざるを得ないか、あるいは伸ばすべきであるか、それから、公債発行のあり方がどのようであるべきかといふことと、減税がどのように定められるべきか、増税がどのようにあるべきかといふことは、三者いわば同時決定のような形で考えられなければならないという

ふうに思ふわけでございまして、毎年の減税は、必ずしも税自体のあり方の立場だけで定められるといふことにはならないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

しかし、それは申しましたも、やはり税といえども、いかに国民の義務であるとし、それから、実態的に無理があればいけませんし、それから、いろんな意味での不公平が出てはいけませんといふこともありますので、物価が動いておきます時期には、やはり絶えず物価をにらみ合わせた毎年の調整措置が必要になるといふことは間違ひのないところでございまして、そういう趣旨で、税制調査会等におきまして、絶えず、税制を考へるときに、物価のことはにらみ合つておかなければならないといふ御指摘を、受けておるの、そういう意味であるといふふうに考えておるわけでございします。

その場合に、一番、税制の中で物価との関連で敏感に考へなければならぬのは所得税でございします。所得税の中で一番物価との関連で注意を払つていなければならぬのは人の控除の問題であると思ひます。人の控除の水準、現在、年度の改正で基礎控除、配偶者控除、扶養控除の水準を二十四万円に改めるようにお願いをいたしておりますが、人の控除といふことが、サラリーマンであろうと、事業所得者であろうと、すべての人を通じての、いわば課税の限界を示すものでございしますから、物価が上りましたならば、その限界を直すといふ必要があるわけでございまして、そういう意味におきまして、人の控除の水準を考へますときには、やはり物価の動向といふものに注意を払ふ必要があるといふことではなからうかと思ひます。今回、基礎控除、配偶者控除につきましては、三万円—三十一万円から二十四万円まで三万円上げておられますが、また、扶養控除につきましては、他のいろいろなこととも考えまして、十六万円から一挙に二十四万円まで八万円上げておられますが、これは、従来の毎年の税制改正における上げ幅が、大体毎年一万円であった、改善幅が一控除につき一万円

程度であったということに比べますれば、かなり飛躍的な改善であったと思つております。私どもは、実はそれを一挙に大幅に改善をいたしますにつきましては、必ずしも物価のことを頭に置いて、物価のことだけに頭を置いてそういう大幅の改善をしたわけではなくて、むしろ税の構造の問題として、この際思い切つて上げさせていただいたわけでございますけれども、そのかなり思い切つて上げさせていただいたことの意味が、物価が上がりましたために、影が薄れたといひますか、そういう感じになつてゐることは事実でございしますけれども、しかし、幸か不幸か、今回相当大幅な減税を人的控除についてもやらしていただきましたから、相当なる物価の激動にも耐え得る構造になつてゐるといふふうに考えております。

○戸田委員 きようは私本来じやありませんから、これであれしすけれども、ただ、局長ね、資料をちよつと出していただきたいのですけれども。それは、一つは、いま局長が指摘をされましたように、人の控除ですね。これの積算基礎、昨年度は一億円、今年度は三万円、財源があれば三万円になつていくのか、そういう内容がいままでの論争の中でも明確にされておられませんから、その積算基礎を明確にしたい、それが一つ。

それからもう一つは、これは法人関係でありますけれども、資料をいただきまして、14の資料であります。法人企業の引当金・準備金、特別償却等の利用状況(昭和四十七年度)というありますが、これの中で「法人税法による分の」の減税、あるいは「租税特別措置法による分の」と、こうなつております。ことに金融保険業、大体、貸倒引当金残高でもって八千五百五十八億円、こうずつとありますが、この中身を詳細にひとつ資料でいただきたいんですよ。たとえば租税特別措置法による分、価格変動準備金残高で二千二百二十二億、これは金融保険業の関係ですね。この場合には、株式その他があるんだらうと思ふんですが、そういう内訳を詳細資料でもって出してもらいたい。

それから同じように法人税法による分についても、各項目ごとの内訳を明確にひとつ資料として出していただきたいと思ふんです。増はわかるのですから、引き出しをすね、内容。それはよろしゅうございしますか。

○政府委員(高木文雄君) 第一の御要請の二十一万円を二十四万円に、なぜ三万円にしたかという理由でございしますが、それは何か積算基礎みたいなものがあつて、それを三万円にした、過去においてはこういうわけで一万円にしたというわけではございません。むしろ問題は、課税最低限の水準がどうあるべきかといふことでございします。二十四万円であれば、四人家族であれば九十六万円ということになります。三人家族であれば七十二万円ということになります。で、そういう給与所得者と事業所得者を通じて、課税最低限がどのくらいであるべきかと、そして、その家族構成との関係で、どういふふうにか考へたらよろしいか、家族構成が大きいはうが比例的にふえるといふのが、今度のように基礎控除、配偶者控除、扶養控除の額を同額にいたしました場合には、一人なら二十四万円、二人なら四十八万円、三人なら七十二万円、四人なら九十六万円といふふうに、比例的にふえますから、家族構成を人数に比例的にふえるように、今度の場合はなるわけでございします。前の場合のように、本人と配偶者が二十一万円で、扶養者は十六万円という場合には、相對的には一人もしくは夫婦家族が有利であつて、子供がふえていっても二十一万円ふえないで十六万円しかふえないといふ関係になりますから、子供さん、あるいはおとうさん、おかあさんを扶養しておられる家族については、課税最低限が、今度の制度に比べますれば、相對的に不利な構成になつてゐるということではございします。

そこで、その二十一万円とか、二十四万円とかいう数字に意味があるというよりは、どちらかと申しますと、それを合わせた数字、さらに最も問題でございします給与所得者、納税者の数としても非常に問題が多く、かつ源泉徴収制度そ

の他を通じ、収入金額が完全にいわば把握をされ
ておるサラリーマンについては、今度は給与所得
控除のあり方と、それから、いまの人的控除のあ
り方と、組み合わせまして考えますと、夫婦二人
で今度の場合でございますと、初年度百五十万
円、平年度百七十万円に、いわば課税最低限がな
ると、その課税最低限の重大なる構成要素を人的
控除がなしておるという意味があるわけでござい
まして、その意味で、それをどの程度改善するか
ということをお頭に置きまして、それで額をきめて
おるわけでございまして、二十一万円とか二十四
万円とかいう額自体が、何らかの意味において一
種の積み上げ計算であるという形にはなっており
ないわけでございまして。したがって、それは
資料という形で何らかをお示しするものは実はな
いわけでございまして、御了承いただきたいと思
います。

それからいまの法人のほうの貸倒引当金、退職
引当金等の数字でございますが、この数字は、備
考にございまして、国税庁会社課税調査報告
によって出しておるものでございまして、この標
本調査報告のデータでさらに分解でき得るものが
あればできないわけではないのでございまして、ど
うも、戸田委員が御要求がございまして数字、ど
ういうふうな分類をお求めかは私よくわかりませ
んが、その分類が統計にございませぬ場合には、ち
よっと統計的には出しようがないと。もともとこ
れだけの業種分類にしておりますから、おそらく
委員がおっしゃるのとは、これをもちと業種別に分
けるとか、あるいはどういう計算基礎かというこ
とかと思ひますが、統計的には非常に困難だと、
御要求をもう少し詳しく伺わしていただきまして、
何らかの形で他の統計資料等から、何らかの推計
等を行なえということであれば、あるいはできる
かもしれないけれども、あとでその御要求の内
訳を詳しく教えていただいて、出せるものは出す
ということにさせていただきたいと思ひます。
○田中壽美子君 物価調整減税のこと、もう一つ
で終わりたいと思ひますが、さつき物価

上昇だけを考えた減税するわけではない、それは
当然のことだと思ひます。構造的な問題がいっぱ
いあるわけですから、税の不公平とか——私たち
のほうから見たら不公平だとか、あるいは負担の
不公平だとか、あるいは逆進性とか、いろいろあ
りますから。そうでなければ、大蔵省が物価調
整減税額というのを提出していらつしやるわけで
すね。計算して出していらつしやるわけなんです。
こういうことは、ほかの国にはないといひてい
るわけで、なぜそういうことがあるかといひて、ど
いへん毎年毎年物価の上昇率が激しいからで、ど
うしたって減税せざるを得ないと、もし物価調整
減税をしなかつたら増税になっていくと、こうい
うことがあるからやらざるを得ないんじゃないか
と思ひわけなんです。それで三十八年でしたか、
税調の答申で、物価調整減税の計算の方式といひ
ますか、数式がございましたね。あのときの数
式だと、毎年の自然増収のうち、所得の上昇、物
価の上昇及び所得税の弾性値が得られればこうい
う数式ができる、そしてその数式で計算すると、
実質上の負担増加額が約三〇％になると、自然増
収のうち、だから、それだけは調整していかなく
ればならないというふうなことを言っているわけ
ですね。そういう数式をいまは用いていらつしや
るのかどうか、いまは一体物価調整減税をどうい
うふうにしてはじき出していらつしやるのかとい
うことを伺ひたいと思ひます。

それから、いま国会提出されていらつしやる物
価調整減税額というのとは、先ほど申しましたよう
にすでに四十八年度の物価の上昇率からすれば、
もう非常に不十分で、調整分を食い込んでいると
いうこと、それから——そのことはもうお認めに
なつたわけですから、それでは、その物価調整減
税額の計算は、どういふふうな計算をしていらつ
しやる、そしていまおっしゃるやうに、あんまり
意味がないみたいな話になりますと、こんなも
の出す意味が一体どこにあるかといふふうに言
いたいわけなんです。ですからその辺を。
○政府委員(高木文雄君) 三十八年、三十九年

ろは、税制調査会で減税のあり方をどのようにすべ
きかといふことがたいへん議論をされました。それ
は、当時まだ税が今日に比べましたら、もっ
と重たい時代でございました。にもかかわり
ませず、片一方においては、やはり歳出の充実を
はかるべきだといふ議論がございました。いわ
ば、自然増収を歳出に回すべきや、それとも減税
に回すべきや、また、その分界点をどこに置くべ
きやといふことが非常に活発に議論されたわけで
ございまして。今日とたいへん事情が違いますの
は、当時は、いわゆる健全財政主義と申しまし
たから、減税を大きくやれば、その結果当然に歳
出が自然増収マイナス減税分だけしか歳出がふや
せないといふことになりましたので、歳出増加要請
の議論と、減税の議論が、そこで直にぶつかつて
おつたといふことでございまして、非常にそこ
に激しい議論が展開されるという背景があつた
わけでございまして。御存じのように、四十一年か
ら国債を発行するといふことに財政の方針が切り
かえられました、今日まで十年近くに及んでおる
わけでございまして、減税議論をいたしますと
きに、そこらのところについては、決して以前と
様子が全く変わつたといふことではございませ
んけれども、今度はむしろ、国債発行のあり方との
関連において、非常にそこらの議論があり
得るわけでございまして、やはりそこは
何と申しまして、健全財政主義の場合のよう
に、びしゃつとつじつまが、その減税と、自然増
収とで合はなかならないといふときに比べます
と、言つてみれば、深刻さが今日はやや軽減され
ておるといふことに事情が変わつたといふことが
言えると思ひます。したがって、実は四十

ましたならば、なかなかそういう歳出増加要因と
の衝突があつて、そのところでの議論が盛んにな
つたかと思ひます。

それから、なぜこういう資料を意味がないとい
うのに出すかといふことでございしますが、これは
率直に言わしていただきますと、私もあまりそ
れほど重きを置いていないのでございしますが、毎
年衆議院の予算委員会におきまして、予算の審議
との関連で、必要資料の提出要求が出ております
けれども、その際に、やはり重要項目の一つとし
て、毎年慣例的にこの数字の提出を衆議院予算委
員会のほうから要求されております関係もあり、
それから、そのことは昔ほどの重要性はないとい
はしましたが、人的控除の水準のあり方等をきめ
るときには、改善幅を考えますときには、私ども
も事務的にやはり一応の検討はするわけでござ
いまして、そういう計算をいたしておるわけで
ございまして。

次に、どういふ計算かといふことでございま
す。計算のやり方は、課税最低限を構成いたしま
す基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料
控除、給与所得控除、白色事業専従者控除の、四
十九年度の場合でございまして、四十八年度の
実績見込み額を出します。それで、それに消費者物
価の上昇率を掛けます。そうしますと、四十九年
度なら四十九年度に改善すべき額、物価の上昇に
応じてそういう諸控除をふやすべき額といふも
のが出てまいります。それは所得としての絶対額
でございまして、それを今度は減税所要額に直
します場合には、税率を乗じまして税額に直す必
要があるわけでございまして。そこで、その出てま
いました額に限界税率を掛けます。で、その出てま
いましたものから、普通平年度の減税と初年度
の減税に差がありますから、新しい税制改正をいた
しませんでも、初年度減税額と平年度減税額の差
額だけは、前年度減税の効果として幾らか減税が
出ますから、その減税額を引きます。そのように
して算出したものが、物価調整のための
減税としてという角度で必要な調整額といふこと

で把握できるであろうという考え方でござい
ます。

○委員長(土屋義彦君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後零時四十分まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後零時四十三分開会

○委員長(土屋義彦君) これより大蔵委員会を再
開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法及び災害被害者に
対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一
部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する
法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律
案。

以上、三法案を便宜一括して議題といたしま
す。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 午前中に、高木主税局長という
ろとこまかいことについて質疑いたしておられ
たんですけれども、まず、大蔵大臣には、私、今
度の税法について、この改正案についての姿勢
みたいなことを最初にお尋ねしたいと思ってい
ます。

今回の一兆四千五百億減税ですね、これは確
かにいままでには大幅な減税だと思えます。で
すけれども、最初は二兆円減税ということをや
理が非常にアドバンスをあげていらしたわけ
なんです。これは福田大蔵大臣が行政管理局
長官当時は二兆円減税なんというのには非常に
これはそんな減税よりは物価抑制制だということ
を主張していらしたと思えます。で、減税は
インフレに拍車をかける、だから、そんな二兆
円減税なんてとんでもないというおことばを
私は幾つかの新聞紙上でも拝見しておりました。
その後蔵相におなりになりますときに、これま
での経済政策は白紙に戻すと。そして、しかし、
二兆円減税の趣旨は生かすというふうに変更され

たわけなんですけれども、その心境の変化とい
いますか、福田大蔵大臣は、安定成長路線の主張者
だと思ふんですけれども、それで、だから、一兆
四千五百億ぐらいに押えたとおっしゃるかもしれ
ないのですけれども、相当の減税をするようにお
考えが変わられたのかどうか。その辺を最初に聞
かせていただきたいと思えます。

○国務大臣(福田利夫君) いわゆる二兆円減税とい
う構想が、田中総理から発表されましたのは昨年
の秋ごろだったと思えます。そのころ、私は、お
話のように行政管理局長官をしてやったんです
が、新聞等で伝えられるところを見ますと、昭和
四十九年度には四兆円ぐらいの自然増収が見込ま
れる。そこで、そのおおよそ半額を所得税減税に
使いたい。給与所得者を中心として、所得税の大
幅の減税をする、こういう内容のものであった
というふうに理解いたします。

そこで、私は、いまお話もありましたが、まあ
二兆円減税、これはすばらしい大構想と思いま
したが、そのころ私は、一方物価問題がどうい
うふうになりいくであろうということにつきまし
て、非常な危惧を持っておったわけです。もう立
ちおくれというかになっておるが、もうそれにし
ても、いまからでもおそいことではない。ほんとう
の物価抑制対策に取り組まなければならぬ。非
常にその問題を若慮しておった時期であります
が、そういう時期に、二兆円減税というような大
規模な所得税減税を行なうと、そういうことにな
ったら、物価対策との関係はどういうふうに調整
するんだらう、物価調整減税、これはもうもとよ
りしなけりやならぬ問題、しかし、それをこえ
て大幅な減税をする、また、新聞の論説、あるいは
記事等におきまして重役減税というふうないろ
いろ御批判も受けるという内容を持ち、しかも、
大規模な減税をやるとのこと、これにつきまし
ては、私は、率直に申し上げまして若干の疑問を
持っておったわけです。

そういう経過がありますが、私がはからずも十
一月の末に大蔵大臣に就任するということになり

まして、就任に際しましては、田中首相との間
に、すべてのいままでの行きがかり、これは行き

がかりという中には、公共投資というふうな問題
もありました。あるいは二兆円減税というふうな問
題もあると、いろいろあるんですが、行きがかり
にとらわれないで、ひとつ事を事態に即応する形
でできましようかと、こういうことだったんです
が、私は、そういう立場で、税の構想をどうい
うふうにするかということ考えたんですが、もう
当時はすでに国民が、二兆円減税というのでたい
へんな期待をしておった、これを引込めるとい
うことになる。そういうことになると、これはま
た非常な失望を国民各位に与えるんじゃないか、
そういうふうな考えまして、とにかく行きがかり
にとらわれず、いろんな施策の考え直しをや
ったんですが、この二兆円減税だけはまあとにかく
やらざるを得ない、こういうふうに考えてその実
施の方針を固めたわけでございます。ところが、
改造内閣では、総需要抑制政策を本格的に進め
る、そうすると、経済もいままでのような調子じ
やいまい、また、給与水準もその前に見通され
たようなわけにもいかない。そうしますと、自然
増収というのが四兆円をかなり上回るという秋ご
ろの見通しが大幅に変わってくるわけなんです。
そうしますと、その四兆円を上回る自然増収のと
き構想いたしました所得税大減税のその骨格をそ
のまま採用いたしましたも、昭和四十九年度にお
ける財源所要額は、これは一兆四千五百億円、そ
れから、昭和五十年、平年度における所要額は
一兆七千億円になる。ですから、二兆円減税の構
想並びにその内容につきましては、これはもう修正
しないんです。そのままだ取り入れた。が、しか
し、その税を執行する背景となる経済情勢が変
わってくるというところで、税収入の見積りも変
われば、また、減税による減税減収額、これの見積
りも変わってくる、こういうことになったわけ
であります。まあいろいろ考えてみました、政
治的判断をいたしました、二兆円減税はそのまま
これを執行することが適切であると、こういう判

断をした、これがいきさつでございます。

○田中寿美子君 ちよつといひのことのよう
が、二兆円減税構想はそのまま踏襲したというお
ことばで、平年度二兆円になるという。私、この
平年度というのは、この間も東畑会長が、平年度
が実行されたのは十年間に一ぺんぐらいいか
ない。いつでも平年度と初年度を出すわけですね。
実際は、四十九年度一兆四千五百億、そして毎年
物価が上がり、いままではたいへんな成長率も上
がってきたわけで、毎年毎年減税をするようにな
っていったんで、平年度というのはほとんど意味
ないような形なのに、いつでも、この資料を見ま
しても、私は複雑で困るのです。控除額を見て
も、平年度のはうで見ると、とっても課税最低限
も百七十万なんてなれば、そうじゃないけれど
いう。ちよつとその辺を、二兆円じゃないけれど
も、まあ二兆円に近いもので、そして二兆円とい
うようなイリュージョンを与えるような気がする
のです。ここいらを、たいへんしろとつぱい議
論ですが、その翌年度を幾らというふうにできな
いものでしょうか。これは計算もたいへんだと思
うのですけど、そうしなければだめですかね。

○国務大臣(福田利夫君) まあ税は、初めからこ
れは平年度だ、というふうにするれば、それはま
あそういうことにつきましては、これは国民は非
常にぱつきり減税というものを理解される、また
減税がフルに動くのですから、歓迎もされるだろ
うと、こういうふうにお考えを許さないと、いま
の税の仕組みが、これがそれを許さないという
事情もあるのです。それから、予算全体をつくる、
そういう立場からの制約というのものもあるわけ
です。たとえば所得税につきましては、一月から十
二月まで昭和四十九年度の所得税課税の対象に
なる。そうするとどうしても、法律のほうに皆さ
んの御協力のもとにこれが三月一ぱいに通るとい
うことになる、四月一日施行、こういう
ことなるものですから、三カ月分がどうしても
欠けることになる。そこで初年度、平年度、そう
いう問題が出てくるんです。まあそういうこと。

それから、時によりましては、ことしはそんな減税をするわけにもいかぬという、財政あるいは予算、そういう立場からの制約というものもありまして、これはまあ半年分は初年度にやって、十二カ月分は二年度にやろうなんというような考えも出てくるわけです。とにかくいまの所得税体系からいいますと、所得税につきまして、なかなか平年度という観念をなくしまして、そして初めの年からフルにやるといふのは、法体系から非常にむずかしい、そういう事情があります。

○田中寿美子君　まあそのことはだから、一般の庶民が、税がわかりにくいということの、一つの例になるわけなんです。それで、たとえば独身者が今年課税最低限現行四十五万円から七十七万円に引き上げられました。だけど実際はことしはこれだけでいいというふうに、ほんとうのことを教えないで、いけいけい、夫婦と子供二人で現行百十五万円が百七十五万円になりました、でも実際はそれよりもっと低いものだという。何かまぼろしの減税みたいな部分があるように思います。で、こういうこと、これはまあこの前東畑会長も言っておられたけれども、毎年毎年減税の答申をしなきゃならないような情勢になって、相当長期に税制をきちんと計画を立てることができれば、そういうふうに絶えず毎年複雑なことをやらないでも済むのではないかと、いうような意味のことをちょっとおっしゃっておいりましたんで、今後まあ税制改正していくときに、もっとわかりやすいものにするということが必要じゃないかと思えます。

それで、まあ大蔵大臣が、この大幅な減税に踏み切られたその裏づけは一体何だったろうかというところなんですけれども、いま四兆円の自然増収が見込まれていたときの二兆円減税構想というふうにおっしゃいましたが、先ほどの、午前中主税局長と少し議論したんですけれども、経済見通しはたいへん狂ってきているわけですね、で、四十八年度が、もうすでに物価も五・五%の見通しが一四%に修正されておりますね、政府のほうで。

それから成長率も二〇%ですかに見通しが修正されているわけですね。そういう状況の中で自然増収は必ず伸びがある、四十八年度にすでに伸びがあるんじゃないか。で、そのことは先ほど高木主税局長も、たぶんそういうことになるんじゃないかというふうにお認めになつていたわけなんです。

それでさらに四十九年度なんですけれども、名目成長率一・九、実質二・五というのが政府の見通し、それから物価上昇率九・六、これらはみんな努力目標だと思われたいんですが、実際には、私は名目成長率ももっと高くなるんじゃないかと思われたい。実質のほうもどんなふうになるのか、つまり実質と名目の間が非常にかけ離れてきております。そうしますと、税収というのは相当にふえるんじゃないかと。さらに、このごり御売りの物価が横ばいしたとか、物価は鎮静しつつあるというのを大臣、極力宣伝してらっしゃいますけれども、それは一つは参議院選挙対策かと私は思うんです。実際には石油の値上げがあり、さらに電力その他、それから公共料金の値上がりもあるわけで、四十九年度内の物価上昇率はすくなくとも大々的なものじゃないかと心配がされるわけなんです。で、そういう中で、やはり自然増収額が伸びたら、これはやっぱりもう一度追加減税をしなけりやならないような状況になりはしないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。大臣は、総需要抑制政策を非常に強く押し出していらいしやるけれども、しかし、一方減税も必要だし、まあ庶民の側からいいますと、減税も社会保障も両方ほしいわけですね。そういう点について、自然増収の伸び、それに対して税の追加減税も考えられるかどうか。特に、四十八年度内に、すでに先ほどちょっと議論しましたけれども、物価調整減税額と、その大蔵省当局が計算しているものはすでに破綻しているわけですね、四十八年度分は、もう食い込んでしまっているわけですね。先ほどの計算ですと、物価調整減税額は千三百七十億で五・五%の物価上昇率で計算して

いる。ですから、それが政府の修正で一四%でしょう。そうしますと、計算しますと、物価調整減税額だけでも三千四百九十億というふうになるわけですから、それだけでも食い込んでいます。それで私どもは、四十八年度内にもう一べん減税せよということをお願いしたいんでございます。ですから、それが食い込んでくるということ、それから四十九年度の見通しも九・六でおさまるとはちょっと思われたい。で、こういうことが起こった場合に、まず物価調整減税に關しては、これは手直しが必要なんじゃないかということについて、先ほど主税局長は、そうしなけりやならないかもしれないというふうにおっしゃいましたけれども、大蔵大臣はその辺をどういうふうにお思いですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　今度の財政、これからの財政、それから四十九年度の予算、それを通じまして非常に問題になるのは、これからの物価が一体どういうふうに動いていくかという点だろうと思うんです。ほかの成長率でありまして、そういう点は実質二・五%という見方をしておりますが、大体そういう線にいくんじゃないか、そういうふうには思いますが、物価がどういうふうになつていくかということは、この経済見通しをつくらうと、一、二月の動き、それから今月になつてからの感じ、そういうものからいまして、特に、この消費者物価のほうに非常に危惧を感じて、特に、すが、しかし、万難を排してこの目標を実現しなけりやならぬというのが政府の立場でございます。そこで、消費者物価がしかし政府の努力にもかかわらずこれが九・六%の水準以上に上がったと、こういうことになりましたと、これが賃金にも関係してまいります。また事業活動の名目の額にも関係してくるわけでありまして、そういうことで、税収の見積もり狂いが出てくる、つまり自然増収というものが出てくるということにもなるわけなんです。

ところが、一方におきまして、経済界は異常なこの物価高騰のもとに、たいへんこう昨年の暮れ

あたりにはでな状態になったんですが、これから総需要抑制政策を進めていくこと、こういうことになりまして、その企業の収益状態はどうなるか、三ヶ月決算はかなりのものであろうが、しかし、そういう情勢のもとにおいて九ヶ月決算はどうなるか、こういう問題もあり、いま私どもは、二・五%の実質成長でまあ御売りの物価は約一四%、それから消費者物価は九・六%、そういう伸びを見っておりますが、その基礎に立った法人税収入というものが、ひよっとするとまた減る要因となつてあらわれてくるかもしれない、自然増収であります。自然増収、自然減収を合わせてどういうふうにかつこうになりますか、いままあ予断を許さない、こういう状況かと、こういうふうにお考えをいただいておりますが、まあいざいざして出で、こういう場合に、物価調整減税を四十九年度においても行なうかと、こういうお尋ねでございますが、まあ四十九年度税制はこれは東畑会長もこれは言つておるうちに、この減税規模の減税やれば、当分の間もう減税はせぬでもまずまずで、という程度の規模のものであります。ですから、かりに自然増収が多少あったから、四十九年度においても物価調整減税をまた追つかけてやるということにするという考え方はいまは持っておりません。おりません、そういう規模なんかの問題もあります。自然増収の規模なんかの問題もあります。そういうことであるし、それからまたそういう自然増収が見通し得るという段階になった場合のこの経済の動き、それに対応してこの財政のかじのとり方、そういう問題もありますから、まあ非常に大きなこの経済上の変化、そういうことは私は考えておりませんけれども、もし万が一そういう状態があった際には、いろいろな立場を踏まえて検討すべき問題である。そういう際において税をどうするかということも、一つ念頭に置かなければならぬ問題である、そういうふうにお考えをいただいておりますが、ただいまのところは、物価調整減税を重ねて行なうということは予断いたしております。

す。

○田中壽美子君 念のため、この前東畑会長こちらに、大蔵委員会にお出になりました。で、衆議院のほうで、二兆円減税、いまの減税構想は石油ショックの前の構想であつて、これほど物価が狂乱の上がるとは思わなかつたので、こういう状況であれば、あるいは四十九年度内に追加減税しなければならぬということも考えられるというようなことを言われたというふうに新聞紙上で拝見しましたもので、それから、それでそのことを会長にお尋ねしたわけですから、そのときに追加減税をしなければならぬと、はっきりと言わなかつたけれども、しかし、石油ショックの前の状況で考えたこの減税規模です、はたして妥当かどうかということは見直さなきゃならないかもしれないというふうにはやはりおっしゃつたわけなんです。それは、四十九年度内とは限らない、あるいは五十年度に再び大幅の減税をしなければならぬかもしれないというふうな——それは仮定のことですけれども、おっしゃつておられるわけ、それはいま大臣も非常に大幅の自然増収があればそれは考えなければならぬというふうなまあお考えだろうと思ひます。

そこで、福田大蔵大臣は、安定成長路線を唱えていらつしやる。で、田中総理大臣は、もともとパイを大きくして、高度成長ですか、拡大成長主義者でいらつしやるわけなんです。で、いまこの減税に関しては全く同じ立場に立つたというふうな御説明だと思ひますけれども、経済政策全体に関してです、田中総理の言われるように、つまりパイを大きくして、まあ列島改造論に象徴されていると思うのですけれども、あれを国憲法というふうな形で実現していこうと考へていらつしやる。そういう政策に、大蔵大臣もやはり全く同じお考えを持っていられつしやるのですか。

○国務大臣(福田利夫君) まあ私は、今回の経済混乱、この前のような状態は、今後とはとても実現はできない、また、それを実現することは妥当ではない、こういう考え方なんです。つまり石油で

見られるように資源的制約というものが出てきておるわけでありまして。それから、今回こんな苦い目にあつたこの物価問題、このような状態を再び繰り返したくないという物価政策上の制約というものがあつて、それからもう一つは国際収支という問題、これは、国民が直接生活には関連してこない問題であるものでは、わりあいに無関心になつておられますが、これは物価問題よりも、より深刻な問題になつてきておるわけですから、そういう主として三つの要素、なお加へれば、まあ公害とか環境の保全とか、そういうこともあろうかと思ひますが、主としてこの三つのことを考へただけでも、もう高い成長というものはどうもこれは許されぬ。やっぱり私は、国際水準並みが一番いいと思ひます。その辺を、ほんとうに安んじた経済のかじとりということに、ほんとうにうふん切りをつけなければならぬと、こういうふうな考へておられるのでありまして、おそらく田中首相も、そういう考へ方をとるであらうし、とらざるを得ないと思ひます。その辺につきましましては、大体意見の統一ができてつづつある、こういうふうな考へております。

○田中壽美子君 閣内で大蔵大臣でいらつしやいますから、その政策は総理と一つでなければやれないと、私思ひますが、大蔵大臣、減税の際に、国債の減額を考へるべきだと思ひます。それだ、いふお出しになつておられると思ひます。それで、経済社会基本計画によりまして、国債の発行額はほとんどふやしていくことになつておられます、五年後に相当のところで、だから、これはむしろ拡大成長路線をとつておられると思ひます。で、きのうですか、参議院の予算委員会、小野議員が、経済企画庁長官に成長率ですね、経済新基本計画のあの五、六十年後の成長率を九%前後というのを、五、六%に下げなさいと、そういうふうなことを質問したときに、そういうふうなにしなさいと、私はテレビで聞いておりました。それで、その国債発行について大蔵大臣は昭

和四十一年に、戦後の、私たちがたいへん責め立てましたけれども、赤字国債を発行した御本人、導入なさつた御本人なんです、その後国債の発行額というのはいくらふえておられますか。四十九年度で二兆一千六百億、たいへん膨張した国債を持つておられるわけなんですけれども、国債というのは、今度は国債の減額をすべきだと思ひます。大蔵大臣お持ちかどうか。つまり国債というのは税金を先取りされているようなものです、国民から見ますとね。その政策をやはり今後膨張させていくと思ひます。その政策をやはり今後膨張させようと思ひます。縮小の見込みがあるのか。いま残高は、四十八年度七兆六千億です。四十九年度末には十兆円になる、こういう状況ですね。どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(福田利夫君) 昭和四十一年に国債を初めて本格的に発行するということになつたんですが、そのとき田中さんなんかにたいへん御批判、おしかりも受けたわけですが、私はあの国債発行政策というのはいまよく思ひます。その後の公債は漸減しております。そして四十九年度でありましたか、もう予算の中の公債依存率というのは五%ぐらひになりました。それで、もう来年あたりは国債を発行しないんですかというふうな御質問を受けるような状態になつた。私は、それに対して、公債火種論といつて、火種を少し残しておくと、こういう答えをいたしたくない状態、公債はずっと健全な姿で着実に漸減しておる。

それから、それを背景としての経済状態はどうだったかといふと、一〇%をこえる経済成長を実現し得たにもかかわらず、この物価は、まあかなり安定した形で、成長の高さに比べますと安定した形で五、六%消費者物価の上昇、卸売物価は横ばいと、こういう状態で推移する。同時に国際収支のほうも、だんだんだんだんと改善されてまいりまして、私が大蔵大臣をやめる四十五、六年のころなんかは漸増いたしまして、五、六十億ド

ルというところまでくると、これはまだ日本の戦後の経済史、財政史においては最も順調な推移をした時期ではないか。ですから、私は、公債という考へ方は持つておりません。おりませんけれども、これはどうも公債というものを発行するということは、これは財源を安易に調達する、こういうことになり、これがまた刺激——その財源を使用しているいろいろな事業を行なうということが経済の拡大につながつていくと、こういう傾向をとるものですから、私は本年度、まあ四十九年度ですね、四十九年度二兆円をこえる公債発行額になつたことはこれはちよつと心残りというか、遺憾に存じております。まあ当初、昨年の秋ごろ、大蔵大臣就任以前はこれは二兆円減税、これは規模を縮小する、あるいははずす、そういうことをいたしました。でも、公債の発行額をかなり減らすべきだといふふうな考へておりましたが、諸般の政治的事情を考へますと、二兆円減税をやらなかつたらぬ、そうすると、公債の発行額は、二兆円をこえるということになつた。まあやむを得ないことだつたといふふうな思ひますが、これからの財政運営においては、二兆円をこえるというふうな多額の公債に依存するといふ姿は健全じゃない、漸次これを減らしていくといふことを考えなきゃならぬ、そういう考へでございます。

○田中壽美子君 ちよつと事実についてですけれども、これは主税局長のほうにお聞きしますが、国債発行額四十六年度以降のずつと見ていますけれども、毎年ふえておられるわけですよ。漸減はしてないと思ひます。

○国務大臣(福田利夫君) 五年度までは下がつておる。○田中壽美子君 五年度までは下がつて、六年度からは——つまり非常に高度成長の激しい段階で財源調達のためにだんだん国債発行していった。そして経済社会基本計画でも、今後国債の発行はふやしていくという方針だつたんですけれども、いまの大蔵大臣のお話を聞いておられますと、国債発行はある程度どのくらいの規模がいいと思

つていらつしやるのかも伺いたんですが、ある程度でそれは縮小の方向をとうとうというふうに考へていらつしやるんでしょうか。減税との関係もあることですし、事実のほうをまず……。

○政府委員(高木文雄君) 公債の発行額は四十年から一ぺん漸次ふえまして四十二年がピークで七千九百億ということになっております。四十三年から漸次減りまして、四十五年が一番底になりまして、三千四百七十二億、予算全体の中に占める率が四・一％というところまで一ぺん減りまして、四十六年からふえまして、ただいま指摘のとおりで、四十六年が一兆一千八百七十一、四十七年が一兆九千五百というところでございまして、いままでの歴史においては、四十七年の一五・二％というのが一番高い率になっておるわけでございます。

○国務大臣(福田赳夫君) いま主税局長からお述べになつたような次第なんです。つまり、予算ベースで言いますと、四十一年に七千三百億の公債費、それから四十二年が八千億、四十三年六千四百億、次が四千九百億、次が四千三百億、次も四千三百億、こういうふうになりまして、四十七年からまたふえるような傾向になってきておるわけなんです。

そこで、依存度を見ましても、四十一年が一六・九、次が一六・二、次が一〇・九、次が七・二、次が五・四、次が四・五と、こういうふうになりまして、それで、私は、この前大蔵大臣をやりましてその末期に、もう公債の発行は来年はゼロにするんですかと、こういう御質問を受けまして、それで私はゼロにするという考えは持つておりませんと、というのは、ゼロにしちやうてましたし、それから再び公債を発行するとうきまた非常にいろいろ論議や影響があると、そういうふうには考へまして、火種を残すと、で、火種というのはどのくらいのことかと言うから、それは二、三千億でしょうと言うのですが、まさにその状態までこれはきたわけなんです。ですから、これは心がけますればできることであるというふうに思

います。これからのそういう方向を心がけてまいると、そうすべきだと、こういうふうには考へております。

○田中寿美子君 こういうインフレのひどい時期に、国民の側から見ますと、たいへん重税感があるわけですね、それで減税もしてほしいと、それからもう一つは、重税感の大きなのは、社会保障だとか振替所得が十分にならないということがあつたというふうにおっしゃつていますけれども、これを国民所得との比率で見ますと、四十六、七、八、九の間、ほとんどちよつとしか変わつていないんです。これは社会保障費は、四十六年が二・〇、四十七年が二・二、四十八年が二・四、四十九年が二・七ですね、少しで、まだたいへんその辺では比率は低いわけです。振替所得は少し上がつてきました。それでも四十六年が五・五、四十七年五・九、四十八年六・一、そして四十九年の見込みが七・三になつてゐるんですね。で、そういうふうによつたり国民が納めた税金が国民の暮らしを守る形で戻つてくるという比率が、もつとも進んでいかなければならないと私は思うんです。そのことが、やつぱり重税感をとつていくと思ひます。で、税の負担率を国際比較してたいへん低いというふうにもおっしゃるけれども、あの数字だけじゃ中身はわからないんです。で、いろいろ問題があるんですが、ですから、大臣のお考えでは、安定成長路線をとつていくという具体的な述べていただく大体一体どういうことになつてますか。たとえば成長率は幾らぐらいたつと、それから物価の上昇率は幾らぐらいたつと、それから公債発行額の割合とか、それから税の負担率、国民所得比ですね、どのくらい。社会保障費、振替所得、こういうものがどのくらいを目ざしていったらいいというふうにお考えでございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) これからの経済運営といたしますと、その経済規模の問題が一つあると

思ふんです。それから他方においてその内容の問題があると思ふんです。

規模の問題につきましては、先ほども申し上げましたが、物価を安定させる、それから国際収支を均衡を維持すると、それから資源、これとの調整を万全を期すると、この三つのことを考へていきますと、自然これはいままでの成長率よりも非常に低いものになるだらうと思ひます。私は、その低いという水準は、これは率でいうんじやなくて、大体国際水準、先進工業国の平均的水準と、こういうことを考へてやつていかなければならぬだらうと、こういうふうに思ひます。

それから内容といつたしましては、やはりこれは国民総所得の配分の問題になるわけでございますが、いままでの高度成長は、毎年毎年経済が成長発展していき、そうすると、その発展の成果を、次の成長に投入するわけです。つまり設備投資主導型経済、こういう形をとるわけなんです。私は、いまわが国の経済のスケールはこまどとにたく来、その規模におきましては世界で三位とまでいわれるようになってきておる。この規模のほうはほどほどにしてよろしいと、経済成長の求めるものは何であるかという、次の成長ではないはずでございます。この成長を成果として、われわれの社会をいかに健全なものにつくり上げるかということにあるはずなんです。その目的意識に立ち返りましたら、国づくりということに専心するということが、さう思うんです。やはりいまお話をしましたが、さういう中におきまして、振替所得を増強しなければならぬと、これは非常に大事な問題になつてくるであらうと、それから振替所得と関連しながら、われわれの生活環境の整備、さういうものが大事になつてくるのではあるまいか、さういうふうに思ひます。

さういうことで、生産中心、設備投資主導型、その経済を福祉社会といひましようか、さういう健全な社会の建設を目ざす内容の施策、さういうところに重点を置く、さういう経済運営を考へなければならぬだらうと、さういうふうに考へてお

ります。

○田中寿美子君 具体的に数字をお出しただくのは無理かと思ひますので控えますけれども、そのような福祉社会を実現するためには、国民が働いて納める税金が、せつかく減税しても、たいへん重圧感がある、重税感がある、さういふものをなくすことをひとつ税の面ではぜひしていただかなければならぬと思ふんです。それで、この税の負担率を数字だけで外国と比べて一九・九だから低いんだというだけでは納得できないわけなんです。税の自身を検討してみなければいけない。で、四十九年度の税収の構成を見ますと、所得税が三三％、法人税が三四％、印紙収入その他三三％、大体三、三、三ぐらいの割合にとつてあるわけですが、その中で、庶民が納める税金の比率が私はいへん問題がここにあるというふうな思ふわけなんです。一つは、所得税の逆進性のことなんです。これは前回も成瀬委員のほうから主税局長のほうに御質問ありましたことなんですけれども、東京都でとりまして、これは法人税もさうだし、それから個人住民税、所得税に地方税なんか全部まけたものですね、さういふものなんかも計算してみると、たいへん逆進性があるというところで、それに対して大蔵省当局はそんなことではないと、あれは数字をかつてにいじつてやつたんだということ、高木局長がさういうふうにお答になつてゐるのを新聞で見たりわけです。そこで、資料をお願いしたわけですね、それでさう出していらつしやるわけなんですけれども、これ所得税、住民税とそれから法人税関係と、両方を出してきていただいているんですけれども、やっぱりこれを見ましても、たいへん、ことに所得税のほうは、衆議院の村山喜一委員の要求で一千万円以上のものを出してくださったさうです。これで見ますと、一千万円以上から急速に逆進的になつてゐるわけですね。これは所得税と住民税と両方合せてさうなんです。それから申告所得のほうでも、さういふ逆進性が見られるんです。これも大蔵省からの資料をいただいたので見ますと、一

千万円以上から二千万円の所得階層から上、あとはだんだん逆進性が出てきているわけです。

それから、きょうお出しになりました、これも法人税の負担割合ですね、13のところですね。これで見ましても、やっぱり一億円超百億円と、これはずいぶん荒っぽい分け方で、もっとこまかく分けてみないとわかりにくいんですけれども、それにしまして、一億円超百億円、百億円以上という順序に逆進性がやっぱり出ているわけなんです。そのことをお認めになるかどうか、そうしてそのような逆進性というものが、幾つものいろいろな税金を払っている関係から重税感を庶民に持たしているということ、それから一方、大企業への優遇措置がたくさんあると、あるいは高額所得者に優遇措置があるというようにございますね、そういう問題について、これを正していく方向に法人税の累進課税をやっていくというふうなお考えがないかどうか、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 所得税の問題につきましては、私どもも新聞報道を通じて、東京都で逆進という問題が議論されておるやに聞いております。しかし、それは当然あの統計表から見ればそうなるわけでございます。と申しますのは、所得の大きさに応じて分類をいたしました。その所得の大きさに応じて、今度納めた額が幾らか、こういう表にしまして率を出します。現在、所得の大きい方というのはどういう方かといいますと、土地を売った方が所得が大きいわけでございます。したがって、土地を売った方が所得の大きい階層のところに入っておりますから、その方が土地の税金は、いま四十八暦年までは一五％で済んでおりますから、非常に低いという姿に出るのは当然でございます。そのことは、所得税制が逆進性だとか何とかいうことではないのでございまして、土地税制が分離課税の比例税率になっておるといふことの結果だけのことでございます。でございますから、土地税制が比例税制になっておる、分離比例税制になっておることがいいかどうか

かということ、これはもう非常に大問題でございまして、大いに議論していただく必要がありますが、そのことと所得税の逆進ということは別のことではないかというふうに考えるわけでござい
ます。

それから法人税につきましては、東京都のやはりこれ、資料として出たものは、これは前にも申し上げたかもしれませんが、法人税額の欄がいわゆる算出税額というもので計算されませんで、納付税額というもので計算されておりますから、したがって、源泉所得税その他外国税額控除というようなもの非常に働きますところの、資本金の大きいといいますが、規模の大きい会社の場合には、別に、所得税という名において税金を納めておるわけでございますから、法人税のほうが少なくなるわけでございます、その意味で、あの表はある意味でちよつと錯覚に陥っている点があるわけでございます。ただし、そういう表になっておりますにつきましては、私どもにも多分に責任があるわけでございまして、あの数字のベースになっております、国税庁で発行いたしておりますところの「法人企業の実態」という印刷物に、法人税の税負担として、算出税額でなくて、納付税額が出ておりますものですから、ほかに、算出税額については、統計表が出て対外的に発表されておりますものですから、そこで国税庁が出した数字で表をおつくりになるのはある意味では当然でありまして、この点は私どもも直していかねばなるまいと思っております。

それから私どもが、本日お手元に差し出しました資料で、資本階級別に見て、やはり大法人のほうは低くなっているではないかという御指摘がございますけれども、これはもともと法人税は比例税率でございます。で、もう一つは、配当軽減という制度がございますから、配当については、所得のうち配当に充てました部分は三六・七五%でなしに、二六%になっておりますから、資本金額の大きいに従って税が安くなるということになります。

なっております。しかし、そういうふうになっておりますにもかかわりませず、四十七年度で見ますと、大体、各資本階級別に三四％ぐらいのところと並んでおりますから、逆進性というには当たらないではないかというのが、私どもの考え方でございます。

○成瀬幡治君　ちよつと関連して。

大臣、非常に問題になりますのは、東京都が、ああいうことをやりまして、しかも、今度東京都独自の、法人事業税の問題を一四にすると、二%上げるわけです。その理論根拠は、一つは、財源がないという問題もございましょうけれども、逆累進になっているんじゃないかというの、一つの大きな理論根拠なんです。そうしますと、今度各地方都市が財源確保、いろんな大義名分を立ててやってまいりますと、せっかく国税と地方税を通じての税体系というものがどうなっていくかという問題、その根本は、地方が悪くなくて、やはり税は、一つは公平であるということが、富の再配分ということが一つあると思う。そうしましたときには勤労所得と資産所得との問題が、いかにかかみ合って再配分されるかというところに議論をしていったときに、並行線というかもしれませんけれども、富の再配分を約して果たしていない、いわゆる勤労所得のほうがどうも重くて、たとえば分離課税になっておる配当・利子等のものは、なほほど法人擬制説で議論はございましょうけれども、そういうようなところに一つ問題点があると思う。これを私たちは整理してもらわなくちゃならぬと思います。

そこで、それでは法人は、一体、表面税率は別として、実効税率はどうなっておるかという議論をしようとする、さっぱりその資料がないと、これは国税庁のほうでどうやらこうやらという話になってくるわけです。ですから、実際問題として、一つの例だけ、大臣、例をとりますと、法人税法によるところの貸倒準備金は、これだけの積み立てがあるということが出るわけです、表に。それが一体銀行なのか、銀行は少なくとも担保を

取り、歩積が兩建てでなおかつ要るのかと、あるいは価格変動準備金というのがある。価格変動準備金は、金融業と保険業と、こうなっておる。そうすると、それは信託や保険は確かに株券を持っておるだろうからなるだろうが、さて、それじゃ保険業務なり、信託業務がどれだけ株を保有して、銀行は安定株だと、こう言うけれども、どれだけ株を持っているか、実態と合うかどうかということもわれわれは知りたいわけです。それが知ろうとしてもそういう資料がないということが一つ。また、そういうことについて議論をさせるために資料をとりとうという意欲もいままでもどうも税調にもなかった、大蔵省にもなかったということが言いたいわけなんです、われわれは。ですから、大臣、今度私は前向きにいままでやったことがいい悪いの議論ではなくて、前向きにお互いひとつ税は公平でなければならぬと、しかも、資産所得よりも勤労所得、働くということをおろそかにするかどうかという税制であつてはたいへんだと思うのです、これがびまんしていったら。ですから、そういうふうな意味で、ひとつお互いがまじめに前向きに議論をするために、私は、いままでの税調に対する資料なり、あるいは大蔵省がとうとうとしている資料なりというものを真剣にひとつ考えていく必要があると思います。そういう意味で過般、戸田君もけさほど資料要求を、ここにされておる資料要求に関連してやったのだ。そうしたら、さてそれが出るか出ないかという、大体出さぬ方向で、あり、出ない。あるいはあるかもしれないけれども、出すと都合悪いので、出さぬというのが本音か、そこら辺のところがちょっとわかりかねるのです。ね。大臣、そういう私の気持ちはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 税のような問題は、これはいろんな政党があるわけですが、これはもうイデオロギーだ何だというような問題の非常に薄い問題でありますから、これは各党、各派がこれは相談し合つてほんとうにコンセンサスができるという形になればこれは私は一番いいと思

うのです。ですから、資料なんか政府はできるだけ皆さんにござらん願って、そして適切な御判断をお願いするというのがいいと思います。ただ、特別措置による減税額というようにすることになりますと、これは理論的にはこういう特別措置をやったからこのくらいに減収になる、こういう減税になろう、こういう推計はできる。ところが、今度実績調査ということになって、この特別措置なかりせばどのくらいの増収があったであろう、その特別措置があるがゆえにこうなるといふのは、これはなかなかもうちょっと考えられても非常に把握がむずかしいことじゃないか、そういうふうに思うのです。ですから、これは政策判断の資料としては、理論的にはこのくらいになるであろう、こういうことを基礎といたしまして御検討願うというほかはなからうと、こういうふうに思うのです。

法人税でもいろいろな特別措置何だかからみ合ひまして、そしてそれが一つの法人所得というものになってくるわけでありまして、その法人所得収入から控除された経費の中、そういう中におきましていろいろな要因がある。それが特別措置なかりせば一体どうなるのだということ、これはなかなか捕捉したいと思うのですが、まあひとつ御協力をぜひお願いしたいと思ひますし、そのためにできるだけの資料は私も用意しなければならぬと、こういうふうに思ひますけれども、いま問題にされた特別措置、その実績をどういうふうにとらえるかということになりますと、なかなかむずかしい問題だ、こういうふうに思ひます。

○成瀬暢治君 私、資料もらっております。「法人の資本金に対する税負担割合」国税で四十六年と四十七年をもらっております。これは東京都の出された資料に反論をするために出されたものなんです。特にそれは何かというと、法人税額の算定税額と納付税額、そこで資料としては納付税額が発表になっておいて、算定税額が出ておらぬ。いままで出しておらなかったのだから、東京都が

納付税額をつくったために逆算進が多くなつてしまつた。だから、そこで二ポイント、三ポイント違ふのだと、こういうことでは出された。いままでこういう資料出されなかつたことは、法人の配当の益金不算入。外国のいろいろなもの、そういうものがあつてやらなかつた。そういうものがやろうとすればすぐ出てくるわけなんです。だから、なかなか容易じゃないとおっしゃることもわかるが、やろうとすればすぐ出てくると思うのです。ですから私は、早急にひとつやつて、そしてわれわれの議論がしたいというのが、私らの率直な考えなんです。資料なしで議論しておるわけですから、端的には、それが非常に問題なんですから、そういう点では、相当私はわれわれにも隠さずに出してもらいたい、こう思つておるわけです。やろうとすればすぐできるのではないか、こういうことです。

○政府委員 高木文雄君 基本的には成瀬委員のおっしゃるのとおりでございます。ぜひそういう方向に持っていきたいと思ひます。それで、その算出税額と納付税額の関係の例などが最もいい例でございますが、実ははなはだお恥かしい話でございます。主税局と国税局の間で非常に議論をいたしました。統計を要する人というのとはどうしては、統計を担当している人というのとはどうしては、保守的になる関係がありまして、なかなか変えられなかつたわけでございますが、法人の実態の報告書の中に、四十七年版から算出税額のほうも載せるようにしてほしいと国税庁との間で話し合ひをいたしております。統計の仕事は国税庁の仕事でございます。全部は法人につきましては電算機処理をいたしております関係で、統計を申告書からキーパンチャーがカードに打ち込むわけでございますので、その欄の数が非常にふえますと、それなりにいろいろな、何といひますか、キーパンチャーの数をふやすとか何とかいうところまでまいるものでございますから、御要請がありましてから、それをなすほどということでは、実行に移しますまでたいへん時間がかかるので、私

どもも歯がゆく思つておりますが、方向といたしましては多少そういう経費がかかりまして当然やるべきことではございますから、その種の統計の整備につとめたいと思ひます。

実は、昭和三十年代の末から、約十五年間にわたつて、統計を簡素化をいたしまして、それによつて浮いてくる職員で調査のほうを充実をするということに専念をいたしましたので、だいたい昔に比べてかえつて統計が荒いものになつておるわけでございますが、最近機械処理が可能になりましたので、その基本的な考え方を国税庁のほうで直してもらつて、所要のファクタールを電子計算機に覚えさせるといふことに方向がえをしなければならぬというふうに思つております。何しろ法人の数が百三十万ございますから一割抽出でやりましては十三万のカードを打たなければならぬ。ところが、特別措置の該当する会社というのは非常に少ないものですから、そのカードに穴を打つために欄だらけとなくさんつくらなければならぬということになりますので、なかなか国税庁の言うのもっともな点もございまして、時間がかかつてはいる次第でございますけれども、基本方向はまさにおっしゃるとおりでございます。それから、そういう方向で国税庁と話し合ひを進めまして、統計整備に専念したいといふふうに考えます。

○多田省吾君 私は、最初に大臣に所得税減税について二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず最初に、昭和四十八年度、いわゆる補正予算後の自然増収が三千億円ほどあると聞いておりますけれども、私たちは、これを四十八年度内減税をしてほしいという強い希望がありますが、どうやら大蔵大臣のほうは国債発行の減収に使用したような意向でございますが、もしこういう自然増収があつた場合は大蔵大臣はどのようになさいますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 現在までの租税収入の収納の速度、こういうことを調べてみますと、四十八年度は、これは舊れの補正予算に、自然増収

の当時の見込み額全部を充てたわけでございますが、その後においても、若干の増収が見込まれるんじゃないか、そういうふうに考えます。その若干の額というのが具体的にどのくらいになるだろうといふことは、まだつかみがたい状況でございますが、そう多額のものも期待するといふわけにはいかない。そこで、年度内減税を考へるかというお話でございますが、まだそういう不確定な税収見積りの状態、しかも、その増収額もそう多額ではないといふような状態のもとにおきまして、また再度一再度というか、追つかけて減税をするといふのもどうかと、減税問題につきましては、とにかく四十九年度にかなり思い切つた大減税をいたしますので、まあ四十八年度といひますと、ここで一休みといふことにいたします。かように考えております。

○多田省吾君 先ほど田中委員の質問に答えられて、四十九年度のいわゆる物価調整減税としての追加減税、それに対して大蔵大臣は非常に大きな経済上の変化があれば考えようという御答弁があつたわけですが、じゃ、その非常に大きな経済上の変化といふのは、たとえば実質成長が石油の順調な輸入があつて、たとへば二・五%の予定から五%とか六%に実質成長がなつたのか、あるいはいまのような二〇%以上の消費者物価の高騰がこの一年間続くといふようなそういう事態、あるいはその結果として大幅な自然増収があつたと、こういうときをさして非常に大きな経済上の変化と、このようにおっしゃつておられるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほど田中さんに對しましてお答えしたのは、たゞいま追加減税といふことは考へておりませんと、たゞし、非常に大きな経済上の変化があつた場合には、財政全体をいろいろ考へ直さなかならぬ。そういう中で、減税問題も当然頭に置かなかならぬと、こういうことを申し上げたわけでありまして、あくセントは減税を考へておりませんといふところに置いておるわけなんです。東畑会長も今度の四十九年度所得税減税は非常に大幅のものである。これは

当分の間これでもつと、こういうふうに出てくるんです。ただ当分の間もつとはいましても、経済上のいろんな変化がある、ことに昨年の暮れなんかはああいう状態があったことを考えますと、そうするとこの当分の間というその当分の間というものが、どうも東畑さんが当初言っておったような当分の間じゃない、もつと短くなるんだと、こういうような感じがいたします。

○多田省吾君 実、当委員会でも、数日前に東畑会長が参考人として来られて、いまの大臣おっしゃったように、四十九年度は非常に大きな減税をするので、数年間はやる必要がないと思つていたけれども、衆議院の大蔵委員会でも質問があり、また参議院の大蔵委員会でも、こういった二三・一％というような物価高騰が続くならば、これは昭和五十年年度あたりも所得税減税考えなくちゃいかぬと、こういう答弁があったわけなんです。ですから私も、どうも大臣は四十九年度は追加減税をやるお気持ちがないように見えるわけです。しかし、東畑会長は昭和五十年年度のいわゆる所得税減税につきましては、やっていきたいというふうな見解を述べたわけなんです。また、さらに昭和五十年年度のことをいま申し上げるのは早いと思ひますけれども、東畑会長の個人的な意見としては、われわれの質問に答えて、たとえば分離課税、これは非常に税調でも問題があったと、だから、早急に、個人的見解としてはそういうものはなくしたいと、こう言っているわけです。たとえば配当所得、分離課税を含む選択課税ですね。これも標準世帯で平年度で、本来ならば百五十万円までは免税なんですけれども、配当所得者は三百五十万円まで免税ということで二百七十万円も差があると、非常に、先ほども質問がありましたように、高額所得者とのいわゆる逆累進性が高まっているということ、あるいは土地資産のいわゆる譲渡額分離課税、これも昭和五十年年度まで続くわけですが、この結果一千万円以上の所得のある人はほとんど逆累進になっているわけです。こういったことは非常に不公平でないかということで、こう

いった分離課税はなくしたいと、個人的見解を述べておられる。さらに、法人の配当課税についても、そういうものはなくして、法人税一本にしていきたいという個人的見解も述べられていて、この二つをいいますけれども、大蔵大臣としては、こういった分離課税をなくするという、東畑会長の個人的見解に対してどのように思われているか。

○国務大臣(福田赳夫君) 所得税はあくまでも個人の所得を総合したしましてそれに課税をする、これが公平だろうと思ひます。租税はどこまでも公平の原則でいかなきゃならぬ。そこで、これに對しましては、二つの大きな例外があるわけです。いまこれが御指摘の、一つは配当・利子に對する分離課税の問題、それからもう一つは、不動産所得に對する分離課税の問題だと、こういうふうに考えます。これはそのいずれもがちょうど五十年がこの特例措置の期限になるわけでありまして、そこで本年、四十九年度税制では手をつけておりませんけれども、五十年年度税制という際には、これをどうしてももう見直しをしなきゃならぬと、こういうことになってきておるわけでありまして、まず、土地の譲渡所得に對する分離課税問題、これはいままでの経過等を見ると、利害得失相半ばしたというようなところもあるように見ておるんです。ですから、これは何とか根本的な改正を考えなきゃいかぬだろうというふうに考えます。それから利子・配当になりますと、これは技術的に非常にむずかしい点があるわけでありまして、その辺をどういうふうな措置するか、もしこの仕組みを変えたいということができないというふうな場合において、その税率を一体どうするか、こういうような問題もあるかと思ひますが、とにかくこれは租税は公平でなきゃならぬ、そういう原則に立ちましてやっていきたい、さように考えます。それから法人税につきましては、いろんな特別措置がある。特別措置というものは、これはもう異例な措置でありますので、毎年毎年見直しをし

ていきたい、こういうふうに考えますが、四十九年度税制でも、その見直しをやっておるんですが、五十年年度以降におきまして、これは大いにこれを進めてまいりたい、そういう際に配当課税という問題もありません。しかし、この配当課税の問題はこれは法人税の基本的な問題でありまして、法人税というものを根本的にどうするか、こういう問題と関連したところで、ちょっと簡単な問題じゃないんです。しかし、今後の検討問題といたしまして取り組んでまいりたいと、かように考えます。

○多田省吾君 次に、けさの新聞に一言に出たわけですが、いわゆる日商岩井の輸入木材価格上のせ事件につきましては、すでに二月二十五日衆議院物価集中審議の段階で、わが党の坂井議員が、外材明細表を示して、日商岩井が五立方メートル当たり百五十ドルを上乗せしたという暴利を追及いたしまして、それで社長も、これは社会に還元いたしますと、この便乗値上げを認めておるわけですが、実は海外現地法人への逆送金だったと、こういう発表を記者会見でなされたわけですが、この上のせに關しては、当然これは社会に還元してもらわなければならない、これはそれだけ木材の価格を上げなければならぬ、これは当然然だと思ひます。しかし、もう一方、これに對してやはりもう一つの法律違反という、いわゆるその容疑があるわけですね。このような実態を伴わない輸入代金の送金が横行すれば、外貨送金を規制する外為法がしり抜けになるばかりでなくて、これはやみ送金でございまして、支払の制限及び禁止事項の外為法第二十七条及び債権に關する制限及び禁止の外為法三十条に違反するほか、さらに虚偽申告の禁止事項に當たる関税法百十三条の二にも抵触すると、このように思ひますけれども、大臣はこれはどのようにお考えでございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) この問題は、まだ的確な事実をつかんでおりませんが、正確な所見を申し上げかねる段階なんです、新聞に報道されたところによりますと、多田さん御指摘のように、どうも税法上の問題がある、また関税法上の問題もからまつておる、あるいは為替管理法の問題が起きてくる、いろんな問題もあるかもしれない、こういうふうな思ひますが、鋭意この問題につきましては実情を調査中なんです。その調査のわかつたところだけ政府委員のほうから申し上げます。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいま大臣、御説明いたしましたように、関税法上もし実際に輸入した価格よりも高い申告であるが、安い申告であるが、インボイスに書かれた金額が実際の価格よりも違つた数字が記載してございしましたら、これは関税法上の御指摘のような違反になりまして、これは虚偽申告ということになるわけでございます。現在、日商の件に關しまして、これが虚偽申告であるかどうかという点に關しまして、日商岩井を呼びまして、東京税関あるいはほかの木材がかなり多数の税関を通して輸入をされておりますので、現在これを調査をいたしておる段階でございまして、各税関にわたつておりますので、多少の日時がかかるかと思ひますけれども、鋭意調査中でございまして、もし高額申告なり、低額申告なりがなされておりましたならば、これが虚偽申告に該當することは御指摘のとおりでございます。

○委員長(土屋義彦君) 通産省、来ていますか。

○説明員(佃近雄君) 先ほど大臣がお答えになりましたように、現在私どものほうでも調査中でございまして、私どもの関連で申しますと、本来貨物の輸入代金でないものを、輸入代金として送金したということになります。これはやはり法令違反になると思ひます。そういうことで現在私どものほうでも調査しているところでございまして、○多田省吾君 調査をしているという段階ですが、その調査を待ちたいと思ひますけれども、結局、日商岩井は一〇〇％出資の子会社であつても

現地法人である以上は、現地で得た利益は現地法人の利益として計上すべきであって、したがって、現地の米国社について、会計監査したアメリカの公認会計士から、二百万ドル、約六億圓は現地法人利益として計上しなければ脱税行為になるということで指摘をされておるわけです。これはほんとうにこういう問題になりますと、国際問題にもなりかねないと思ひます。

それからもう一つは、四十七年度の利益については、これが事実ならば、国税庁に二重払い納税しているということになりまして、その差額は結局国民の負担ということになっておるわけでございます。こういった問題が非常に起こっているわけでございますが、もしこういうことが事実であるならば、いま政府が基準づくりを進めている反社会的行為の範疇に当然入ると思ひますけれども、この点を大臣としてどう思われるか。これはもし事実なら外為法あるいは関税法違反になるわけでありまして、また、こういうものが、日商岩井の一商社に限らず、今後多国籍化を進めるわが国の企業に対する法体系に新たな問題を投げかけると思ひますけれども、この法体系の整備をどのようにに大臣として考えておられるか。

○国務大臣(福田利夫君) 日商岩井の問題は、個別案件といたしまして、いま鋭意調査をいたしておりますので、具体的事項についての見解は遠慮させていただきます、こういうふうに思ひますが、こういう事件が頻発するわけです。そういう間におきまして、そういう行為は反社会的行為である、それに対しては、それぞれ制裁規定があるわけなんです。つまり、法律でみなまっています。関税法に違反すれば関税法の罰則規定がある、税法に違反いたしますれば、重加算を取られるというようなこと、さらに進んでは訴追を受ける、刑事事件まで発展する、こういう制度になっております。為替管理法におきましても同様であります。ですから、事実を調査いたしまして、それらに該当するというケースにつきましては、それぞれ法の定むるところによって制裁を加える、

こういうほかはない。

ところが、その国会でいろいろ問題になっておりますのは、そういう法に定められた制裁以外に、行政上の制裁、そういうことが考えられるんじゃないかという話であります。私も考えてみました、が、やっぱり行政上の制裁というものを考えたほうがよろしい。そこで、まず考えられますのは、国家金融機関がこれらの企業に対して融資する態度についてであります。そこで、いま関係各省との間で、どういうルールにするかということとを打ち合はせておるわけですが、これはそういう行政的制裁を加えるということになりまして、やはり社会的には反社会的行為をしたというらしく印を押すということになりますので、よほど基準というものは慎重でなければならぬし、また一方、たとえば、輸出入銀行なんかについていいますと、外国におけるプロジェクトなんかに対しまして融資をするというふうなこともあるのです。その融資をとめるということが、国策上どうかというふうな判断につながる問題もありまして、一般的に判断するわけにはいかぬということもあります。そういうふうなことでルールづくり、これは少し手間どったのであります。もう数日中か、おそくも来週ぐらいには関係各省との間の話もできようかと、こういう段階まで煮詰まっております、そういう事情であることを御報告申し上げます。

○多田省吾君 最後に、関税局長にお尋ねしたいんですけれども、「関税参考書」の中に、昭和四十八年の密輸入といたしまして食料品四十五億二千六百二十九万九千、これは豚肉等の密輸入肉の総価額だと、このように出ているわけです。これは私の思うのに、きのう公判が行なわれたいわゆる輸入豚肉に対する差額関税制度を適用しての脱税をトーマンが全面的に起訴事実を認めたわけでございますが、その仕入れ価格が約六億六千万、そして関税差額約四千八百万円を脱税したのもこの中に含まれておると思ひますけれども、そのほかに四十五億というふうな巨額な密輸入が一体ほかにどういふものがあったのか、お知らせ願ひたい。

○政府委員(大蔵公雄君) 関税参考書に書いてございますように、四十八年の食料品の密輸入四十五億二千六百万のうち、いわゆる豚肉関連の脱税に關する輸入価格の総額は四十四億九千一百万でございます。四十五億二千六百万のうち四十四億九千一百万は豚肉関連の脱税事件でございまして、御指摘のようにトーマンの公判が昨日行なわれたわけでございますが、そのほか私どももいたしましては、豚肉関連の脱税事件に關しまして告発いたしましたのが九件あるわけでございます。九件ございまして、そのうちの二つにトーマンが入っているわけでございます。九件の合計、追脱税額にいたしまして一千万円以上の法人を告発をいたしまして、それ以下の小口の分は、通告処分によって処理をいたしたわけでございます。

○多田省吾君 その八社の名前、早口でけっこうですからおっしゃってください。

○政府委員(大蔵公雄君) 告発をいたしました会社の名前は、イトマン、トーマン、兼松江商、日本ハイン、プラザーズ、ゼンチク、東京丸一、丸紅、日畜、野崎産業、以上でございます。

○多田省吾君 大臣に最後にお尋ねしたいのですけれども、先ほど来、日商岩井に關して法律違反というもし事実があるならばそういう政府の行政上のいわゆる懲罰をやるのかどうかお尋ねしたいわけでございますが、こういった会社あけての豚肉関税の脱税なんか、これは私は非常に反社会的行為だと思ひますが、これは当然こういったものも基準づくりを進めている反社会的行為の範疇、行政的な処罰をする中に入らうと思ひますが、大臣の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(福田利夫君) いまその基準づくりの中で一つ問題になっておるのは、いつからの問題を取り上げるか。いま多田さんの頭にある問題は、おそらく一、二年前ぐらいに起こった事件じ

やないかと思うんですが、そこで、そこまでさかのぼってやるということになると、これはまあずいぶん問題もあるかと、こういうふうに思ひますので、今度取り上げようとする問題は、これを石油危機の時点以後の問題にするかどうか、いまそれを相談しているところなんです、あんまりこれを一年も二年前にまでさかのぼってやるという考え方は、どうも妥当ではないんじゃないか、そういうふうに思ひます。

○栗林幸司君 租税三法の質疑ですから、いろいろ伺ひたいことあるのですけれども、時間がたいへん限られておりますので、自動車関係諸税の問題にしまして大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。で、今回の自動車関係諸税の増税について、理由としては、資源の節約あるいは消費の抑制ということがいわれておりますけれども、最初にお伺ひしたいのは、関係諸税の増税をきめたときに、今日の自動車の生活販売状況を予測しておいでだったかどうか。なぜお伺ひするかといひますと、若干数字を申し上げます。

去年の十二月から対前年比で自動車の生産販売がたいへん落ち込んだということがいわれております。しかし、それは去年が異常に高かったんだという見方をされがちなんですけれども、なるほど一月を見ますと、去年に比べて国内登録約一三%ばかり落ち込んでおりますけれども、前々年に比べてはなおかつ一八%ばかり上回った数字になっております。問題はこれからなんです。二月になりますと、前年に比べて三七%落ち込み、前々年に比べても一五%落ち込みました。三月はまた月末が出ておりません。二十日現在で比べますと、前年同月同日比で四四・六%の減。前々年比で二八%の減。しかも、前々前々年比、昭和四十五年に比べても二一%減になりました。これは大臣御承知のように、三月というのは、ふだんの月とは状況が違ひます。決算月ですから、当然販売を追い込もうという従来の傾向が見られます。また、四月からは関係諸税が上がるということですから、かけ込み需要も本来は期待される

月であるはずなんです。前回、自動車重量税が新設されたときには、そのかけ込み需要が確かに見られました。その三月が、昭和四十五年に比べてもなおかつ二一%も落ち込んでしまった。この冷え方というのは、なみなみなならないものではないかという状況を、関係諸税の増税を、消費抑制、資源節約という観点でおきめになったときに予測されておいて、どうしようか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 率直に言ひまして、落ち込みは見通しておったのです。しかし、この程度まで落ち込むとはもうほんとうに思ひなかつたのです。先日、二月の登録台数なんか見てみますと、日産なんかでいうと内需のほうは半分ぐらゐになつておる。これはまあいろいろの見方があります。いままでまあ相当自動車が行き渡つた、そういう一区切りの時期に来ておる。それからまた、交通環境というか、道路なんかの整備は、自動車の増加に伴つておらぬ、自動車は買つたけれどもあまり便益でないというふうな状態、そこへかゝて加えて総需要抑制政策、こういうことで、それがやはり国民の消費態度にかなり影響をしておる。こういうふうな要因が積み重なつておるようになつておる。まあこんな早く、しかも激しく響いてくるであらうということには予想しなかつたわけでありまふ。

○栗林卓司君 ところで、来月、再来月からさらに総需要抑制政策あるいは心理的な要因も加えて税が必要をさます役割りを果たしながら上のせされるわけだ。この影響を一体どう見ていったらいいのだから。ただ私は、あらかじめ申し上げまされども、物価対策として総需要抑制政策を進めることは、これは反対をしておりません。そうすべきだと思ふ。また、ある程度のひずみが出て、もつという覚悟でこれは取り組むべきだと思ふのです。しかし、それが異常な冷え込みになつてきた。かゝて加えてその個別商品群に対して抑制的な力を持つ税をのせていってほんとうにいいのか。なぜかうかうかといひますと、釈迦に説法ですけ

も、自動車の場合は、中で働いている人の数というの、ほかの産業に比べてきつめて高い。四十五年の経済企画庁調査でも、直接従事すると見られるものが百六十六万人。関連を含めると、通産省の工業統計表等によれば三百六十一万六千名。これは四十五年の雇用者数のうちで約一%に当たります。で、その生産販売がこれだけ異常に落ち込んで、なおかつ、税の影響が強まってくる。片方では物価対策ということがあるとしても、片方では倒産あるいは失業の対策を政府として講じておかなくてはよろしいのか、その点についてはいかがお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これはかなり重大な問題化しておると、こういうふうにお考へなされておる。しかし、税の問題につきましては、これはまあ一リッター百円だと、こういう標準価格になります。その中で五円八十銭、これが今回の増税による分でありまして、しかも、増税後のこのガソリンに対する税の負担割合というものは、これは国際的に見ましても非常に軽いんです。フランスあたりでは五十五円、西ドイツでは五十七円、そういうふうな水準であります。わが日本は増税後でも三十四円五十銭と、こういうことになるので、この税がこの落ち込みに響いておるといふ感覚は私は持つておりません。先ほど申し上げましたようないろいろなこの要因で、こういう激しい状態になつてきたんだと、こういうふうにお考へしますが、まあ自動車産業というものは、わが国の産業系列の中で非常に重要なものであります。で、これに万一のことがあるというふうなことがあつては相ならぬと、こういうふうにお考へております。

一方輸出のほうは、私は内需が不振であるというの、反比例したしめて伸びていくだろうと、こういうふうにお考へなされておる。しかし、これとても急に伸びますとまた諸般、諸外国からの反撃が予想される、そういうことになつたらたいへんです。それから、そういうことをよく注意しながら輸出努力というものがなされるべきかというふうにお考へ

ますが、とにかく道路整備、その状況との調整、あるいはまあ自動車を各個人がかなりの程度持ち込んでおると、こういうふうな状態になつておるといふような諸条件も考へてみますと、そう安易な考え方も私はできないと思ふのです。よほどよく考へておらなければならぬだろうと、こういうふうにお考へなされておる。この産業は非常に大事な産業であります。で、国としてもこれに万一のことがあつたらぬと、断じてないやうに、その対策はとらなかならぬと、こういうふうにお考へております。

○栗林卓司君 税負担についてくふうをこらさなさいかぬというの、後ほどまた委員会の中で、各担当の方に伺ひたいと思ふのですけれども、ただ、いま異常な落ち込みの中でいろいろな問題が出てきたら、また慎重に対処しようというふうな感覚でおつしやつたんですけれども、実は私、経済企画庁に、自動車の生産が一〇%落ちた場合、二五%落ちた場合、五〇%落ちた場合、どのような経済成長率、あるいは失業率の影響があるかという質問をしたんです。作業をしてみたら、中期モデルではその役をなさないといつて嘆いておりました。ですから、これまでは供給面の制約とかなんだとかいふことはなかつたんです。あの中長期モデルでも将来を見通すことができたんでしょうけれども、これからは構造自体を直していかなければならぬ、これは立派な課題だといつておりました。ということは、われわれはいま盲目飛行をしかけておるというところだと思ひます。では一体、車の生産が半分減つて失業率がどのぐらゐ出るかという、ほとんど資料がないんです、悲しいことに。で、あちこちさがしてみても、ある団体がつくった資料によると、自動車産業の直接従事が四十七万二千八、秋葉の関連で二十三万六千人、広義に広げますと三十三万人、合わせて約百万名の失業が、もしかりに半分減つたとしたら、生産が半分に減つたとしたら出るかもしれないという資料が、わずかにあるだけなんです。そこで、輸出のほうは

とおつしやいましたけれども、輸出のほうも、ヨーロッパのほうは日本車の輸入に対してたいへん神経を立てていることはもう御案内のとおりです。で、アメリカはどうかといひますと、今月末に全米自動車労組の代表が日本に参ります。どういふ理由で来るかといひますと、何とか対米輸出を規制してくれないかという下交渉に来るんです。御案内のように、向こうの公聴会では、全米自動車労組約百六十六万人、政治に対する発言力は、日本の労働組合の比ではあります。これは何とか保護立法をしるということをやいま動きかけつております。ニクソンショック以来のアメリカのやり方というのを見ていて、私はこんな感じがするんですけれども、最初は頼んでまいります。こちらが理屈を言つておられます。向こうは、昨年はたまりかねて何がしかの手を打つてくる。昨年一年間、アメリカの国際収支はなるほど見かけ回復いたしました。輸入原油値上げの影響を受けるのは日本だけではなく、アメリカの原油輸入量というのは日本の一割増しであります。そういう環境の中で、日本の自動車の輸出を伸ばすということになると、何といつてもアメリカ市場というのには従来の例です。それがおつしやるように、安易に見通していいんだらうか。しかも、国内需要というのは、なるほど税の影響でこうなつておるとは私は思ひません。しかも、今回の増税の影響というのは来月以降出るんです。まだ出てないんです。かく至つたほんとうの理由というのは、いわゆる耐久消費財の屈折点という問題だと思ひます。この回復には相当の期間を要するとまず覚悟をしなければいけないのかもしれない。ですから、税をいじつてよろしいのかとお伺ひし、ですから、失業の心配をいまからしておかなくてはよろしいのか。元来、自動車産業というものは、本来レイオフというものを必然的に伴つておる産業形態です。これまでは、上にのぼる一本調子でしたからその心配はなかつた。それでよろしいのかといふことを、やっぱりあらためてお伺ひしなければなら

○国務大臣(福田赳夫君) まあ先ほど申し上げましたように、税から見ますと五円八十銭。ですから、これが私は自動車のこの登録台数の減少というものに響いておるといふことは全然考えておりませんし、またこれは、国際社会の中におけるガソリン税依存、そういう依存度というふうなことから考えましても、非常に低位なことでありますので、その方面には問題はないと。問題があるとなれば、これは私は、こういう急激な勢いで自動車落ち込んだ、その本質を一体どういふふうに見るかということだろうと、こういうふうに見るんです。その辺をよほどよく見通しまして、自動車産業の今後のあり方、そういうものを立てていかなければならぬし、同時に、やはり自動車産業は、わが日本とすると非常に重要な産業でありますので、政府といたしまして、この自動車産業の推移というものを十分注意し、かつ必要とする対策につきましても、これに協力していくということだろうと思ふんです。まあ税について今回の問題を論ずるといふのは、私はいささか思い過ぎしじやあるまいかというふうな感じがいたします。

○栗林幸司君 なぜ五円四十銭とおっしゃるのかよくわかりません。五円四十銭と五円八十銭は確かにそれ以上がらないんですけれども、ガソリン税は確かにそれが自動車重量税とあり、取得税とあり、重量税に至っては約倍近い水準で上るわけですね。年間負担で見ても、それは何万円というわけであるわけですね。ですから、五円四十銭とお考えられてはたいへん困るんですけれども、政府として大いに心配しながら検討したいというの、まことに思ふところとおりにしたいと思ふところとありますし、今回、自動車重量税関係、重量税も含めて関係諸税をいじるといふときに、あらためてわれわれも痛感させられたのは、その種の資料というのはほとんどございません。じゃそういうものをどうやって集めていったらいいかということも含めて、片方では不測の事故に対する対策も周到に打たれながら、政治のかじとりをお願いしたいと思ひます。

最後に一つだけ、物価問題との関係で御所見を伺いたいんですけれども、時間がありませんから長くは申しません。

自動車に関するコストアップというものが流通コストを引き上げることは理の当然なんです。したがって、では、どのぐらい流通コストが占めているか、古い資料ですけれども、生鮮魚介類の場合は七五%が流通コスト、野菜が五四%、肉が七二%、果物が四八%等々という数字があります。この内訳を昭和四十年の日本交通政策研究所の資料によつて分けてみますと、大まかにいって半分以上が商業マージン、残り半分のさらに半分、二五%というのが全部運送費です。今回のガソリン代の値上げも含め、しかも、自動車重量税というのは、車を保有している限り取られていくわけですから、それやこれやも含め、流通コストに必ずやこれは返る。具体的にどこでどういふ追っかけはできません、これだけ広範な影響力を持つていくものについては、しかし、間違ひなく流通コストを高め、消費者物価にはね返ってくる。これは卸売り物価の問題ではなくて、消費者物価の問題、そういう問題意識で今回の税を五円四十銭だけではなくて、大幅に上げられました。ここだけ伺っておきます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは正式には、今度の自動車関連諸税の増徴は、これは資源、公害、そういうことを見詰めてやっておるのだというふうに言うておるわけですが、しかし、率直に申しますと一つあるんです。これはいわゆる二兆円減税、これは自然増収だけでは財源が足りない、こういう問題がありまして、その財源充足のための重要な役割りをこの自動車関連諸税に受け持たせていただきたい、こういうこともあるわけなんです。そういうふうなことで、まあ何で、この輸送コストというの、これはもう軽減できないと思ふんです。四十九年度あたりは、国民総所得が百兆円、輸送関連経費がまあ十四、五兆円ぐらいはあるだろう、こういうわれま

すから、これはなかなか輸送コストが一体どうなるかということについては、これは軽減できない、物価対策上。そういうふうには思ひますが、まあその問題につきましても、総需要抑制というふうな立場から、コスト要因を消すとか合理化するとかそういう努力をして、物価政策上支障のないようなことにしようということなんです。本質的な問題として、輸送コストというものが、わが国の物価体系の中で非常に大きな問題である、これに着目しなきゃならぬという点につきましては、全く私も同感でございます。

○委員長(土屋義彦君) 大臣ありがとうございます。

○多田省吾君 主税局長にお尋ねしたいんですが先ほど成瀬委員から、資本金階級別法人税負担割合についての御質問があったわけですが、その中で、昭和四十六年度のいわゆる法人税の納付税額は二兆三千四百十六億円で、算出税額は二兆五千四百八十三億円で、この差額がちょうど二千六百七十七億あるわけですが、そのうち百六十五億は試験研究費の税額控除と出ております。ですから、残りの一千九百二十二億は外国税額控除と、それから利子・配当の源泉徴収所得税額控除との二つになっておりますけれども、それぞれその内訳を教えてくださいたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) いますぐ照会をいたします。ここに持っておりますから、照会をしてお答えをいたします。

○多田省吾君 先ほど日商岩井の外国脱税の問題があったわけですが、法人の外国税額というのとはおおよそどれほどなんでしょうか、大体でいいです。

○政府委員(高木文雄君) すぐ、いまそれを全部二点調べてお答えをいたします。

○多田省吾君 先ほど日商岩井の昭和四十七年度に二重課税したような話がありますけれども、それは事実でございましょうか。

○政府委員(吉田富士雄君) 先ほど大臣がお答え

いたしましたように、現在大阪国税局で調査中でございます。しかも、個別案件でございまして、内容についてはまだ申し上げられないのですが、一般論といたしまして私も考えましてもかなりいろいろな点で通常考えましてどうかという感じがいたすわけですが、問題は結局、所得自身がどちらに帰属するか、日本の法人に帰属するか、現地法人に帰属するかという認定の問題だと思ひます。この認定の、客観的な認定をする際のいろいろな資料、ここをどう読むかという問題でございまして、これをいま鋭意調査中でございます。

○多田省吾君 もし外国に六億円を納めるとすれば、昭和四十七年度のいわゆる納入が二重になった場合、これはその差額は返すわけですか。

○政府委員(吉田富士雄君) 一般的にこういう場合には、まず、こちらのほうに所得ありと認定いたしまして税金を納められておまして、それからあといろいろ取引関係で一体価格は幾らだったのかというところまでまたそこに更生があった場合には、向こうのほうの会社としてまた何か新しくアメリカのほうの税務当局が動かなければという問題はないわけでございます。かりに動いた場合、たとえば赤字補てんで現地の法人に送金するといったような場合があった場合にも、それがこちらの利益の送金であれば、そこはわれわれの目から見ましたら、明らかにこちらのほうの利益の贈与としての処分でございますので、むしろ新しく寄付金の課税の問題が起ってくるという問題があるんじゃないかと考えておりますが、これは全く一般論でありまして、事実関係の認定は非常に微妙な点がありますので、なお鋭意調査中でございます。

○多田省吾君 先ほど成瀬委員からも質問があったわけですが、この資本金階級別法人税負担割合です。大蔵省の試算では、昭和四十六年度、さらに昭和四十七年度も本日出していただいたわけですが、非常にまあ急いでいただいたわけですが、は、こんなに早くできるんだたら、私は、は

んとくに申しわけないんですけれども、この三階級だけじゃなくて、いわゆる九階級も、昭和四十六年度、四十七年度とできるんじゃないかと思うのですが、この資料をぜひともひとつ三カ月、六カ月かかってでもやはり審議のためにはいただきたいと思うのですが、これはいかがですか。

○政府委員(高木文雄君) お手元にお持ちの東京都の数字と、それから私どもがお出ししております数字との比較の問題でございますが、所得の金額それから法人の税額、それらはこの法人企業の実態という統計に出ておりますから、それはこの階級区分別にその本に、公にされております出版物に出ておりますので、それを出すことが可能でございます。ただ、言ってみれば、写しただけという数字になるわけでございます。

で、問題は、もろもろの特別措置によりますところの減収額計算のところでございます。なかなか特別償却ということになりますと、計算がなかなかたいへんなのでございます。と申しますのは、特別償却というのは、ことしかりに百億から百億だけ特別償却をやるといたしますと、それは翌年度からの普通償却が百億減るという形になりますから、特別償却がどれだけ法人税負担を減らしているかということになりますと、実質的には税の納める時期がうしろへずれるということでありまして、言ってみれば、金利負担軽減メ리트があるというのが特別償却の意味でございます。

そこで、特別償却のメリットを税負担上どのように見たらよろしいかというのを考えます場合には、お手元に差し出しました資料の4に書いてございしますように、その年の特別償却の実施額から耐用年数の経過とともに普通償却費から取り戻される額を推計して算出するということの方式をとるのが、税負担として特別償却メリットを計算するやり方として正しいというふうに私どもは考えております。この耐用年数の経過とともに普通償却費から取り戻される額を推計する方式というものが、かなりこまかい計算になってまいるわけでございます。それがために実は四十六年

度、四十七年度の「資本金階級別法人税負担割合」という表を従来しはば各委員会に求められておりましたけれども、作業にたいへん時間がかかるということでかかんべん願っておったわけでございますが、やはり償却特別措置についてのいろいろ議論をしていただくには、先ほど成瀬委員から御指摘があり、私が基本的にはその方向で処理したいと申しましたような気持ちで、手間がかかりましても、時間がかかりましてもやるべきであるということ、一昨年の暮れから昨年の春にかけていろいろ計算をいたしまして、それで特別償却を出す方式をつくったわけでございます。昨年そういうことで一回やりまして、四十七年のほうは比較的早くお出しすることができるようになったわけでございますが、これをこういふこと

と、その階級区分の数だけ倍する作業をいたさなきゃならぬことになりまして、その辺はともとの表をつくる、つくらないで、衆議院の大蔵委員会ではいろいろ議論がございました。理事会等で議論をしていただきます際に、作業がなかなかたいへんだということの関連で、こういう資本金階級区分でやるということ、まあ理事会で与野党の間でお話し合いを願ひまして、この程度の荒さでよいからということでおきめいただいた経緯もございします。この問題については他の点については統計からとれるものについてはこまかい階級区分別にしてもよろしいかと思ひますけれども、この部分のように新たに作業を要しますものについてはひとつかかんべんをいただきたいというふうに思ひわけでございます。この部分が出ませんと、実は全体としての6欄の、次の

Tableの数字というものが階級別に出てこないということになるわけでございます。基本的にはだんだんこまかい資料を出すことに私どもももちろん異論はないわけでございますが、事のいわば重要性、緊急性に依じてだんだん作業をそつちのほうに投入をしていくことにさしていただきたいというふうに考えますので、この場

においてこの表を各欄について、資本金階級別をこまかくするという点については、言ってみれば、直ちにはやってみましようというわけにまいらぬということでございます。

○多田省吾君 確かに東京で出したのはこの「法人企業の実態」という表をそのままの写しにしたので、いわゆる納付金額と算出金額の間に差が生じた、したがって、百億円以上の実際の法人税は三四・四であるにもかかわらず、東京都算出しているのは二八・一〇%と、その間約六・三%もひずみが生じているわけです。それからもう一つは、やはり利益会社と欠損会社の差別をここで設けていないというようなことも承りましたけれども、この租税特別措置による減価償却費というのは法人企業の実態の表の中に、一六五ページに九段階に分けて書いてあるわけです。その表で計算しますと、資本金一億円以下では千四百六億三千五百万円、これが確かに四百六十五億円と、約三分の一ぐらゐらなっております。一億円から百億円未満までがその実態表では千三百二億二百万円ですか、ところが、大蔵省で出された特別償却のところは五百六十三億円と、それから百億円以上のところは、国税庁総務課で出された表によりますと二千五百二十三億二千三百万円と出ておりますが、実際は、そういう複雑な計算によりまして、千三百五十二億円ですが、確かにこのように違いがあるわけです。しかし、各層別に見ますと、まあ三分の一ないし二分の一ということで大體出ておりますから、大體の傾向というものはわかるのだらうと思ひます。それによりまして、やはりたとえば租税特別措置がない場合の法人税率はどの程度になるかと申しますと、昭和四十六年度では一億円以下が三・六%、百億円以上が三・一〇%と逆進になつてゐるわけでございますが、昭和四十七年度では、いろいろな租税特別措置の改廃等もございまして、ほとんど同じになつてゐるわけですね、一億円以下と百億円以上では、しかし、実態を見ますと、やはり私は、資本金が一千万円から五千万円の間あたりが一番課税

が重いんじゃないかと、このように思われるわけです。ですから、その辺を調べたいと思つても、この三段階では出てきません。そしてあたかも一億円から百億円の間が一番重税であるかのようにこの表では出てまいります。しかし、九段階に分けますと、どうしても一千万円から五千万円程度の中小企業が一番重い税負担に苦しんでゐるのじゃないか、このように思ふわけです。ですから、やはりこういう九段階の明細表がありまないと、一体どの程度の中小企業が一番たいへんなのかという実態が出てまいりませんし、やはり中小企業には、二八%の軽減率も課されてゐるわけでございますが、その恩恵がもう全然実際の法人税負担割合に出てこないということとあれば、これはたいへんな問題だらうと思ふのです。そういう意味で、この三段階だけの実態では、私はその内容が詳しく論ぜられないという意味で、九段階のをできれば出していただきたいということを申し上げたのですが、どうも作業が困難であるというふうなお答えでございます。非常に残念でなりません。

この租税特別措置以外でも、この法人企業の実態表を見ますと、たとえば貸倒引当金なんか銀行を中心にしたしまして、一年間だけでふえた分が二千七百六十五億円でございます。これは期末残高が一兆八千四百三十七億円に及んでおりますし、退職給付引当金、これも法人税の本法にある問題でございますが、これも一兆九千七百十二億円、一年でふえた分が三千三百二十八億円、あるいは計算によつては二千六百五十億円というふうな計算もございします。それからそのほかやはり本法にありますところの受取配当益金不算入額、これも国税庁発行のこの実態表を見ますと、二千六百二十六億三千九百万円というふうな実態がございまして、そのほとんど、いまあげたような三つは、そのほか特別措置の中にある価格変動準備金、こういうものも考えますと、中小企業はほとんどこの恩恵にあつたかといふ。また利用もなかなかできないという現状でございますし、も

う百億円以上の大会社は、たとえば退職給与引当金にしましても、貸倒引当金にしましても、ほとんど九〇%以上利用している。こういう実態がございいます。ですから、これは法人税の本法に関する問題でありますけれども、こういった問題も加味すると、確かにいろいろな状況を考えましても、一千円前後の中小企業と、百億円以上の大企業を考えた場合に、法人税の実際の負担額は四%か五%中小企業のほうが重いと、このように思えるわけです。ですから、私たちは、やはり法人税に累進課税を課すべきであるし、また多段階的に改めるべきであるということを主張しているわけです。

また東京都のように法人事業税を増額しようといういろいろな考えも出てくるわけです。こういういろいろなことを考えますと、私はどうもたいへんでも九段階の資料がほしいと、またそれで論じないと実態がわからないと、このように思うわけがございいます。私の言った一千万円から五千万円程度の中小企業が一番実際には税負担が重いんじゃないか、こういう私の意見に対して、主税局長はどのように考えられますか。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるように中小企業の場合には、たとえば経理の専門家がおりない、税法について明るくないというようにございまして、必ずしもそれを活用してないという場合が間々あるわけがございいます。まあ漸次、法人会とか、そういう納税問題について関心を持つ民間団体が発展をしてまいりました。そういうところでは、いろいろ相互に勉強会をやったり、そういうことでだんだんそういう特例とか、その他の措置を勉強されて、いろいろの制度の活用につとめるという方向に進んでおります。しかし、総論的には、多田委員御指摘のような面がないとは言えないわけでありまして、そういう点で、御指摘のような階層というものについてどういふ実質負担になっているかということは、当然私も十分勉強しなきゃならぬこととございいますので、

いま直ちにここでどういふふうな分類で、どうやって表を作成いたしましたかということについて、どういふ表で御提出申し上げる、九段階の区分で御提出申し上げるということはちょっとお約束いたしたかねますけれども、基本的にそのような疑問をお持ちであることはわかりますし、私も自身も、そこは課題の一つであると考えますので、何らかの形でそういう表をつくれぬものか、作業の負担があまり著しくふえない、しかし、また同時に、ある程度の正確度を持ったものでなきゃならぬという前提のもとに少し研究をさせていただきますかと思ひます。

○多田省吾君 途中でございいますけれども、私はまた明日の質問まで保留させていただきます。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど御指摘がありました外国税額控除額と、それから源泉所得税の額との関係の数字につきましては、合計額の中の分類がちよっと別の統計をもつて推計しなきゃならぬようございいますので、明日までちよっとお待ちをいただきますが、お願いをいたしたいと思います。

○栗林卓司君 先ほどの質問に続いてお伺いしたいと思ひますが、大臣のほうから、実は、自動車関係諸税を上げることと、もう一つの理由があったんだ、二兆円減税というのは財源がたいへんです。から、片方で自動車の税金を上げながら二兆円減税ということで考えた面もありまして、財源の面でちよっと見合いになっている説明をされました。この点について大蔵省のほうから補足して、あるいは確認の意味でお話が伺えれば……。

○政府委員(高木文雄君) 四十九年度の減税を考えます場合に、四十八年度の税制改正以来、所得税の減税を相当ウェートを置いて考えるべきであらう、それからもう一つは、法人税の税率を上げるべきであらうということも考えたわけがございいます。これは四十六年の八月に出されました政府の税政調査会の答申の中におきましても、全体の税負担水準は、社会保障等を充実する必要から、漸次引き上げていくことがやむを得ないとし

ても、その場合に、所得税の場合には、累進構造をとっている関係もあり、今後とも相当ひんばんに減税を行なうべきであらうし、法人税の税率は、現在国際水準に比べてかなり差があるので引き上げるべきであらうという答申をいただいで以来の流れをくんだものでございいます。その場合に、この四十六年の八月の長期答申におきましては、間接税のウェイトが漸次低下してきていくと、十年間に約一〇%低下しているということが一つの問題になりました。このまま放置するならば、間接税のウェイトがどんどん下がっていくであろうということから、間接税に相当て入れをする必要があるということが、やはり四十六年の八月の長期答申に出されたわけがございまして、当委員会におきましても、毎度御説明いたしております。と、四十八年度におきましては、間接税のウェイトが大体三〇%くらいにまで下がっていったわけがございいます。で、四十六年の八月の答申では、場合によりましたならば、個別消費税でなく、一般消費税体系に移ることも検討すべきであるというところであつたわけがございいますけれども、その場合に、具体的に付加価値税というような問題になりますと、われわれの国民の間における、何といひますか、拒絶反応が強いということがございいますので、なかなかそこまでまいりません。

そこで、若しも間接税について見直しを絶えず行なっていくべきであるというふうに考えているわけがございまして、本年度は印紙税と重畳税とガソリン税とをお願いするということになったわけがございいます。この所得税の減税と法人税の増税と間接税の若干の手直しということが一つのセットになって私どもの頭の中で動いておったわけがございまして、大臣が申しましたのは、あたかもその自動車関係諸税の引き上げによって、所得税の大規模の減税とは直に結びついているような感じの説明ぶりでありましたけれども、私どもの気持ちとしては、それだけでなくて、法人税の増税も含めまして、全体として、一方において一兆四千五百億の減税はいたします

けれども、ネットの減税としては一兆であるというところで仕組みを考えた経緯でございいます。

○栗林卓司君 直間の関係で、間接税を増税する、あるいは比率を高めるといふ議論はよくわかるんですけれども、そういう検討をするときに、実際の税負担というものが、国民の階層別に見てどんなぐあいになっていくんだらうかという検討は当然すべきだと思ひます。この自動車の場合には、あらかじめ申し上げましたけれども、する材料は政府にはなかったんじゃないか。したがって、大ワクとして何千何百億円という見合いの検討はしたかもしれないし、結果として直間比率がこうなつたという検討はしたかもしれないけれども、それが所得階層別にどういふ影響を持っているかという検討は、私は、しなかつたという理解するんですが、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 率直に申しまして、日本の間接税の場合には、最終消費者価格に吸収されているといひます。織り込まれております関係もありまして、所得階層別にどういふように間接税を負担していたかといふことを算出する統計表がなかなか十分ないわけがございまして、間接税の、御指摘のような所得階層別影響ということについての研究は十分には行なっておりません。

○栗林卓司君 今後の課題として——一般消費税の場合は、これは別です、一律ですから。個別の物品に関して間接税を強化していくということになると、それがきわめて奢侈的である、もういやだったらすぐでもやめてもらってけつこうだといふものはこれは別です。生活に対する関連度が非常に高いものについては、所得階層別にどういふ影響が出るかは当然検討しなければいけない課題だと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) なかなか満足な資料が得られませんので、資料としてお配りをしたり、御説明をしたりすることにたえるようななかなかいい統計がないのでございいますけれども、アプローチの方法としては、家計の消費支出に関する総

ばレジャーなんだと。私が言いたいのは、こういうものが何の立証もされていない。一番困るのは、

は、マイカーというところある日本語です。これが行政的にのってくると、運輸省で言っている白ナンバーです。自家用自動車が即なる。じゃ普通マイカーというのは、レジャーにたくさん使っているんだ、ずいぶんぜいたくなことをやっているじゃないかという話で、もしマイカーという概念をつかまえたとなると、それはどのぐらいの割合なのか。その使用目的別の内訳ということも、ほんとうは調べないことには、間接税をそれについてふやしたらいいかどうか。なべ、かまといえますと、だれだって生活の必需品ですから、なべ、かまに物品税くっつけるといったら相当な騒ぎ。同じように、ほんとうに車が要らないんなら、税はつけてもかまわない。要るんだったら、どのぐらい要るかという検討がされなければいけないと思うんですけれども、現在これを調べる役割りをもし各官庁の中でしようとしたら、やはり運輸省ということになるのです。使用目的別に自家用自動車がどんなに使われているか、これを質問したら、回答はできません、調べておりませんということです、この辺はどういう事情なんです。

○説明員（南正彦君） 　お答えします。

先ほど申し上げましたことにも関連いたしますが、自家用登録自動車登録事項には、使用目的という形では入れておりません。別の角度から調査をいたそうといたしますと、申請者の自由によつて使用目的なりというように書かれますから、その申請そのものを信用してその数字を集計するということ形をとらざるを得ないと思います。正確な数字というものはなかなか出せないわけでございいたします。たとえばマイカーと言われるものをとつてみましても、たとえば商業用に自分の家業に使うというものが主体であるのか、あるいは家族に使ういろいろなものに利用するという場合が主体なのか、そういうのはなかなか個人ではいづれが主であるかということの判断がでにくいものもある。したがって、客観的な調査資料とするにはむづかしい。

ずかしいということも考えまして、現在やっておりません。

○栗林卓司君 そんなことなんですけれども、主税局長にお伺いしますけれども、間接税を上げていく、これは将来の一つの大きな課題だと思ふののです。そのときに、それがどういう性格の商品なのか、生活との結びつきがどうなのかということとは、平たくいえば利用目的、利用態様ですけれども、調べるを得ない。現在はいまのように使用目的というものが入っていないからわからぬということなんですけれども、この点は至急研究する必要があると思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) お尋ねの点について

は、私どもも自動車に限りませず、他の間接税の増税問題等も関連いたしまして、いろいろ統計の整備また統計までいきませんが、ある種の調査というのをやる必要があるということは、理屈としてはよくわかるのでございますし、私ども自体も気にしているところなのでございます。ただ、ただいま運輸省の担当官との間のおやりとりでいう調査を、どういう方法でやりましたならば、目的に沿うようなものができますかということになりますと、非常にむずかしい。なかなかだれが怠けているとか何とかということじゃなしに、具体的に調査技術として非常にむずかしいという関係にあるかと思えます。たとえばよく問題になります物品税の対象品目の税負担の問題等を議論いたします際にも、われわれももう少し何かその種の所得の大きさと品物の関連というようなものについての何らかの資料があったならば、よりの確に問題の処理に当たれるのではないかということを感じることがよくあるわけでございますが、そのときも同様に、何か調査をしようと思っても、うまい方法が見つからないということできているわけでございます。お気持ちはわかるのでございますし、われわれもそう思っているのでございますけれども、ここで何か少なくとも将来の問題としてでも調査してみましようということを申し上げ

げてもはたしてそういうことができるかどうか非常に、言ってみれば、自信がないということでございますので、われわれもそういう気持ちを持っておりますから、今後とも何かそういう具体的方法の発見につとめてみたいと思いますが、やりますとか、やりませんかというところまではちょっと申し上げかねるというのが現状でございます。

○藥林車司君　そうすると、端的にお伺いしますけれども、自家用自動車、まずこれに限って先ほど来伺っているわけですが、自家用自動車というのは、生活の必需品としての色合いが濃い、端的に言えば、生活の必需品なんだという認識をされておりますか、されておられませんか。

○政府委員（高木文雄君） それは、まあこの自

動車の問題を議論するときに、しばしば論議される点でございます。最近では道路も整備されてまいりましたし、昔ならばとても通勤距離内になかったという地域から、比較的低收入層の方でも自動車をもつて通勤が可能であるからということで、地方の工場等においてかなり遠距離のところから通つてきておられる。それに自動車を使う、しかも、それを自家用として使うというような場合がどんどんふえておることから考えますと、その方にとっては少なくとも足でありますから、生活必需品的な要素を非常に強めてきている面があると思うのでございます。また、小規模の事業者等におきまして、比較的古い方々が自動車操縦技術を身につけるということが一般化してまいりました関係で、むしろ運送業者に頼んで物を運んでもらうよりは、たとえ利用度が低くても、自家用車を持って物を運ぶほうが、その事業の遂行上有利であるというような場合もできておるわけでございます。したがって、自動車の使用の態様が、時代とともに著しく変わってきたということはあると思いますが、それでは、それはいわゆる他の物品税等の場合の概念でいきまして、よく奢侈品だという概念がございますが、そういったものに当るかどうかという、必ずしも奢侈品

には当たらない。しかし、物品の調移対象の概念としてよく論じております便益品といえますか、そういうような品物には当たるといふことは言えるのではないかと申します。で、一がいには自家用車全体をとらまえて、それがどういう性格のものかということとはなかなか言いにくいわけでございます。で、個別個別の使い方、それからその家における、消費費における事情というようなものによつてそこは違ふのであつて、なかなか現在自動車は必需品である、あるいは自動車は奢侈品であるといふように、自家用車について性格づけをきちつと申すといふことは、きわめて場合場合によつて違ひますがゆゑに、困難ではないかといふふうに考えます。

○栗林卓司君　そこで、ほんとうはじゃどういつ

たぐあいに利用しているかという話になると、わからぬものですから議論がいつもとまるのですけれども、自動車が一番いけないのは、お互いに税の問題でも議論しようと思つても、コンセンサスの場が大体ないので、材料がないのですから。そこで、いたしかたありません。例を出しながらお伺いするわけですけれども、便益品である——ことばはどうでもいいんです。とにかくこれは必需性が非常に高い。平たく言うと、車を手離すことができない、そういう使い方をしている人、片方では、場合によつては車を使わなくてもほかの手段があればやめてもいい、こう二通りに分けた場合に、必需性の高い人たち、この人たちと低い人たちに画一的に同じ税を課してよろしいのか、この点はいかがです。

○政府委員(高木文雄君) まあよろしいかどうかというのはちょっと問題でございますけれども、間接税の場合には、やはりどうしてもそこそこの人の使われ方というようなことによつて負担区分を分けるということは困難でございますので、一律にいかざるを得ない。そのところは、やはり間接税の弱点といえは弱点であろうかと思つています。実質的にその使われ方によつて差をつけるといふことは、ごく特殊な場合、たとえば明ら

かに營業用にしか使われない品物については、物品税を課税しないというようなものと考え方がございますが、同一の商品が、いろいろな場合に使われる場合に、どうやってその差をつけるかという技術は、いまの税法ではなかなか間接税について見つからないというのが現状でございます。

○栗林車司君　ですからほんとうはいまのお話をとつていくと、だから、間接税はそうちよこまかと交えてもらつては困るし、著しい増税をすることとも避けていかなければいけないでしょう。ただし、いろいろな使い方をすると、業務上必要云々というお話がありましたけれども、いわゆる自家用自動車で一番一般的に例が出る通勤という問題を考へてみても、自動車しか通勤手段がない、しかも、住宅事情は御案内のとおり。そのときに、どうしますか。やっぱりそこで税の負担が出てまいります。しかも、この物価高の中で、維持費を含めて必要経費も逆進的にきいてまいります。しかも、所得階層が低いと、今回の課税最低限引き上げの恩恵にもあずかれません。じゃ、車以外にどうやって通うかといったら、車しかない。この場合、営業用に準じた一つの特別な取扱いというものが当然求められてはきませんか。もしそれが行政的に可能であればという条件はつきますか。その点はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) その問題はやはり、何も税だけでは、ないのではないかと思います。自動車保有し、使用することによる負担全体をどういうふうに税の上でとらえるかということであつて、自動車にかかわる、あるいは燃料にかかわる税の問題という形ではなしに、自動車の代金なり、あるいはガソリン等の代金なりをひくくるため、通勤費としてどういうふうにかかつておるものか。そしてその通勤費を、今度は所得税の問題としてどのように処理をすべきかという問題ではないかと思うわけでございます。まあ、今回、燃料税にいたしましても、重量税にいたしましても引き上げることについて非常に問題ありというふうに感じますのは、いままさに栗林委員から御指

摘を受けましたように、足としてそれを使わざるを得ない、特に、通勤のために使わざるを得ないという場合に、どういふふうに考えるかという問題だと思えますけれども、まあそこところは、私どもは、今回は、ちょうど所得税のかなり大規模な組み立てがえを行ないまして、給与所得控除

について意識的に相当大幅の拡大を行ないました。従来はまあ収入の二割を引きますというのが第一原則でありましたところを、四割まで引き出すということになったわけでございますので、そういう意味においてサラリーマンの必要経費の、概算的控除であるところの給与所得控除を拡大をいたしました際でございますから、若干の負担増を来たしました場合にも、ある程度そこは、自動車を通勤に使っておられる方に、言ってみれば、説明会がつくというか、申しわけが立つというか、そういう関係にあるのではないかというふうに考えておる次第でございます。青ナンバーではなくて白ナンバーで事業に使われる場合には、自動車にかかるとある経費がふえた場合は、たてまえといたしましては、事業の必要経費がふえるという形になりますから、原則としてそれは控除項目に入ってくる。それからサラリーマンのほうの場合には、そこが一律の控除でございますから、通常のとときでございますと、もし給与所得控除の仕組みを変

えないで、おいて、自動車通勤費の負担がふえるという形の税制改正をいたしますと、そのつながりといえますか、一貫した説明がつきにくいというかっこうになるわけでございますが、何もそれを強く意識したわけでもございませんけれども、今回は所得税のそういう組み直しを行ないましたから、サラリーマンの方にも負担増にはなりませんけれども、ある程度はそういう仕組みでがんをしてくれていただけるということもあるのではないかと、いうふうに思っているわけでございます。

○栗林卓司君　いまのようにおっしゃるためには、自家用自動車の階層別所有分布と、実際の所得の分布と所得税の刻み方の分布、これが合っているという前提があるんです。先ほど一つの資料

として申し上げましたように、年収百万未満でも勤労者、農家世帯として、全体の保有のうちの1%ぐらいを占めているということになると、いまのお話は当たらない。そうは言っても、これは認知がされたデータではありませんので、これから議論を発展させることができないのはほんとう

に残念です。ただ、いまの主税局長のお話というのは、そこところががちりちりされてなかったら実は直らない、組み立てることがたいへんむずかしい議論なんです。これも認知されてないデータをしようがなくて使うわけですけれども、車というのは手放すことができるかという単純な質問を、自家用自動車を持っている人に聞きますと、手放したら暮らしに困る、絶対手放せないという答えをする人が相当量いました。管理職、事務技術職、労務職と三種類に分けて、それぞれの回答率を見ると、何も管理職が給与が高くて、事務技術職が中間で、労務職が安いなどと頭からきめるわけではありませんけれども、おおむねそういう所得分布であることは事実だと思います。そのときに、車を手放したら生活に困ると答える率が一番高いのは実は労務職なんです。その次は事務技術職で、一番困らないのは管理職。しかしここから次の分析はもう不可能です。どこにその人が住んでいるのか、どういう交通環境で暮らしている

るのかということできまってくるわけですから、これだけでもは言えないけれども、こういう数字もあるんですよということは申し上げておきたいと思います。

そこで問題は、一般のサラリーマン勤労者がどういったぐあいに自家用車を使っているんだということを労働省に通勤手段という意味でお伺いしますと、これがまた回答不可能。なぜ労働省はこういった調査はしないんですか、伺いたいと思います。

○説明員（川口義明君） 労働省では労災補償などの必要性から関連いたしましたして、通勤途上の災害状況といったふうな調査はいたしておりますが、労働省の調査は主として事業場の労働条件の

ほうを調査いたしますので、対象がストレートの関係でつかみにくいといういきさつ等もございまして、現在のところその実態は把握してございません。

○栗林車司君　ほんとうはそれだから困るんです。いまの、何で手放せないんだということで中

身を聞きますと、いろんな理由があるんですけども、一つの理由は、終電車に間に合わないといふんです。酔っぱらって間に合わないわけじゃないんですよ。労働者というのは昼間働いているだけじゃないんです。交代勤務をやるで電車に乗れないんですよ。それが一体どのぐらいの率がありますか。

○説明員（川口義明君） 交代制勤務労働者の割合は、三十人以上の事業所を調べました労働時間制の調査によりますと、全体で一二・五％となっています。その中には二交代、三交代、いろいろございますが、総体としては四十八年九月の調査で一二・五％、約八分の一でございます。

○栗林卓司君 この一二・五％の中には、住んでるところが自分の作業所とたいへん近い鉱山が入っていますから、普通職任が遠隔化しているだろうと想像される製造業を見ますと一六％、運輸通信関係を見ると二三・六％、電気、ガス、水道、熱供給業を見ると一二・九％、全部が全部車、自

家用車を使っているとは言いませんよ。しかし深夜の交通手段がないために不合理な交代制勤務をとっている例は私はたくさん知っております。地方によってはやっぱり家用車で通わざるを得ないので。しかも、深夜の足が公的輸送機関で存在するかといったら、タクシイしかない。あとは自転車か足です。所得水準のいかにかわらず、やっぱり車がなければ通えないやという話け当然だと思います。ということもあらためて大蔵省に伺うわけですけれども、高額所得者について重役減税をやったからおまえたちがまんしろとおっしゃるのですか。

○政府委員(高木文雄君) いや、そういう趣意ではなくて、給与所得控除は、御存じのように、

といたしましては、全体的な交通との調整につきまして運輸当局と相談をして連絡をとっていることはもちろんでございますが、個々の住宅公団でございますとか、あるいは府県、県の公社等の大規模な開発を行ないます場合には、個別にそれぞれの交通機関と調整をさせるということを指導してまいっております。また、民間の開発等につきましても、四十三年に改正いたしました都市計画法におきましては、大規模な開発を行なう場合、これは規模として四十ヘクタールという基準にいたしておりますが、こういう開発を行なう場合には、鉄道事業者と事前に協議することを開発許可の前提として義務づけるような措置もっております。そういうことで、たとえば例として申しますと、南多摩ニュータウンでございますとか、あるいは千里ニュータウン、その他洋光台、港南台等々、非常に大きな規模の開発になりますと、鉄道の建設とあわせてやってくるものもございす。そのほか、私鉄との調整をとってやっておるものも多々ございます。ただ、先生御指摘になりましたように、一切すべての団地が全部そういった鉄道と完全に連動するにできるかといふことは、やはりその中にある程度の差はあるわけでございます。それで第二次交通としてのバスの問題

になるわけでございますが、新しくできましたニュータウンというような場合には、いわゆるラッシュ時間に非常に集中して需要があつて、昼間においては需要が低いというような面もございます。て、なかなか採算に乗りにくい面もございます。この面の打開には、建設省といたしましても、運輸省と調整いたしましていろいろの解決策を講じてきたわけでございます。

それで、現在までにこういったニュータウン関係の交通ということで措置してまいりましたことは、これは具体的な施策はすべて運輸省の施策でございます。これに対して建設省は御協議、御協力してきていますわけでございますが、たとえばニュータウン関係の鉄道につきましては、ニュータウン鉄道の助成方式ということで、昭和四十七年

から公共団体等が行ないます場合には、地下鉄と同じような方式で行ないます。いわゆる地下鉄式の補助方式、それから民鉄、いわゆる私鉄が行ないます。ニュータウン線の建設につきましては、鉄建公団が行なつてこれを低利で譲渡するという方式、こういったものも逐次整備されつつございます。また、バスの運行につきましても、これも運輸省が四十八年度から始めました新住宅地バス路線対策運行補助金という制度によりまして、不採算の団地関係の交通、これも千戸以上の規模のものを対象として考えておりますが、こういったものにつきましては、欠損の出る当初の二年間について国庫補助をするという制度もつくられておりまして、逐次拡充の道を講じてつあるような現状でございます。

○栗林卓司君 建設省と運輸省と両方にお伺したいんですけれども、団地をつくる、そのときに公的なバスを使ったサブシステムも含めて、交通網を完備するんだとおっしゃるわけだけども、その住民のニードにこたえるためにはどういう条件が必要だと考えて仕事をされてますか、建設省と運輸省それぞれに伺います。

○説明員(吉田公二君) 現在大都市地域等を中心として、住宅需要あるいは宅地需要というものが、やはり本質的にはその母都市に依存した形でございまして、相当多くの部分がその通勤交通に依存するわけでございます。でございますから、団地ができました場合に、これが母都市に一定の時間の中で通勤ができるということは一応不可欠の要素でございますので、公的な住宅団地等を開発する場合には、そうした最低の需要がまかなえなければならぬという前提で必要条件の整備に各施行主体が努力をしていると、こういった状態でございます。

○説明員(相良英明君) ただいまの先生の御質問に對しまして、運輸省側としての考え方を申し上げます。

す場合には、優先的に既存の補助方策等を活用いたしまして、鉄道の建設あるいはそのサブシステムとしての公共交通機関の整備ということを行なつてまいっております。また、たとえばバス路線をまかなうに足りないような需要があるような場合等につきましても、タクシーの相乗り制といったようなものを活用いたしまして、今後とも住宅と勤務先というものの連結をはかつてまいりたいと考えております。

○栗林卓司君 全部国民をまずに詰めて運ばないんだという感じがするんです、いまの話聞いてみると、どういふ需要があるのかということ、どうも先ほど来の議の議論も全部そうなんですけれども、ミクロの議論なんだ、国民一人一人の暮らしの問題なんだと、口をすっぱくして言つたてなかなかびんとしていただけないんですけれどもね。じゃ、ヨーロッパのほうは日本よりは多少民主的な国になつていますから、どういふ需要があるんだという調査ぐらいやつていられるようですよ。そこで、一体皆さんどのぐらいだつたら喜んで歩きますかと聞いたら、スウェーデンのある調査では五百メートルから六百メートルだつたら歩いてもいいよという答えが出たんです。雨が降つたらいいや。雨が降つていたら二百メートル。零下でも二百メートルというふうなことで、大体五百メートル前後ぐらいが普通なおに歩く距離なんだと。というところは、五百メートルないし、まあ五百メートルぐらいでしょう、そのぐらいの間隔にバスストップがないといかぬということなんです。しかも、それだけの非常にきめこまかい交通網が二十四時間動いていなきやいかぬのです。採算が合うわけがないじゃないですか。ですから、ところによつて、場所によつてきめこまかな交通対策を組むしかない。これが私はほんとうは交通という問題に取り組む出発点だと思うんです。何かといえは向こうが千戸以上だつたら鉄道引張ります。それじゃだめなんです。しかも、東京周辺部で自家用自動車を使つていられる人たちに何の目的で使いますかと言うと、相当高い率が用

足し、買ひものなんです。ずいぶんぜいたくなことをするじゃないかという話になるかもしれないけれども、これがどのぐらい必需性が高いかといひますと、いわゆるレジャー性のものは石油ショック以来がたんと落ちたんです。ところが用足し、買ひものというのはほとんど落ちてない。なぜ落ちたてないのか。なぜ周辺部にスーパーマーケットができていのか。なぜスーパーマーケットを拠点にして行政指導価格がやられていのか。買いに行つたほうが安いんです。それを考えますと、周辺の暮らしというのはいままでは車と切つても切れない縁になつていいる部分が相当ある。全部が全部だとは言いません、中にはまるきりおれはレジャーだと言ふ人もいられるかもしれない。しかし、これもある調査によれば、まるっきりレジャーに使つていいるのは自家用車のうちのわずかに五%くらい、はでな車に乗つていいるからたいへん目立つかもしれないけれども、せいぜいそんなものです。残りのこまかい使い方にについて、一体どうなんだというのを各省とも何も調べてない。あるものはまず詰めて運ばない、そこで大蔵省のほうに参りますと直間比率が直ればいい、所得減税一兆四千五百億円との見合いにおいて千八百億円のバランスがとればいい。しかも、所得階層別の内訳はやっぱりわからない。しかも、そうやって車を使つていいる人は組織されてませんからデモも組めなや文句も言えないというのがいまの姿じゃないのか。しかも、その結果どうなるかといひますと、もう時間が長くなり過ぎて御迷惑です。それからやめますけれども、これは今度は、いま私はプライベートに使つていいる自家用自動車の例ばかり引いてきたんですけれども、同じこれだけの時間をかけながら、私は営業用に使つていいる自家用自動車の説明もできぬのです。やっぱり離すわけにいかぬ。そうなつてきたら、これは必ず流通コストにはねます、消費者物価にはね返つてくる。そうすると低所得者というのは物価が上がる。逆進性はつく、税金はたいしてまけてもらえない、二交代勤務やつていて、しょうがないから

昼夜ころがしてゐるというのにまた税金がかつてくる。しかも、片一方では営業用の自家用トラックのおかげで流通コストが上がつてまた物価が上がる。二重三重の苦め苦めじゃないか。なぜこんな話が、きわめてけげんな顔をして皆さんがお聞きになる話になつてしまふかと、車というものを中心にした交通についてこの省だつて調べてないんです。あるものは、おそらくそうではないとおっしゃるかもしれないけれども、さつき雑誌の切り抜きを読んだようなものです。所得の安い者が車買ひやがってゴルフに行くとは何だ、これは形を変えた貧乏人は麦を食ふという思想でしかないですよ。で、こんなことを言つていても、主税局長にお伺いしますけれども、とにかく自動車というものは利用形態が多々あるし、相当な部分が必需品化していることをまず御確認いたしたいと思ひます。

二番目は、その実態について政府が調査をしていないこともいままでのやりとりでおわかりのやうに御確認をいたしたい。じゃ税が上がつたからといって、ほかのことに使えるかといつてもかわる交通手段も周辺部、都部に行けば満足しない。これに對して今回の自動車関係諸税の増税というのはきわめて画一的に行なわれる、したがつて、これだけの大幅な間接税の増税をするに於ては、慎重な配慮を欠き過ぎたと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) ただいまの三点の御指摘の点は、いずれも御指摘のとおりでございます。特に、私もそれと異なる意見を申し上げることはございません。で、ただ今回の増徴につきましては、一つには、大臣に対する御質問の際にお触れになつたところでございまして、最近非常に自動車の販売が落ちておるといふ問題がございいます。で、このことはいかなる意味を持つたかといふのは非常に重要でございまして、耐久消費財の普及進捗の接点にきたのではないかとお触れになりましたが、その点は非常に重要な問題である

と思います。私も、昨年の夏から冬にかけて、この制度を論議をいたしております。その意味で自動車税の普及といいますが、そういう点がある折れ曲がり点に差しかつていて、現在の状況からいいますと、道路交通の事情等からいいますと、若干の消費抑制的な方向であつておるべきではないかという感じが持っております。その上、石油問題が起つてまいりました。そういうことからいいますと、さらに一、石油消費の抑制といふことについて考えられなければならぬといふことがありまして、消費の抑制なり、資源の節約なりという見地から、この程度の増税であればお許し願へるのではないかと、いふように判断をいたしておるわけでございます。しかしながら、そもそも全体といたしまして、経済社会基本計画も見直さなければなりません。そういたしますと、道路計画も見直しになります。特に、ガソリン税の場合には目的税でございます。ですから、その見当がついてまいりません。本来あるべき姿というものが最終的には決定できませんという情勢になってまいりました。そこで、いわばきわめて暫定的な形で、四十九年度の道路関係予算が、四十八年度予算と横並びであるといふことをひと見ながら、それからもう一つは、第七次道路計画との関連で、四十八年度の予算が四十七年度までと比べて急激にふえました関係で、道路関係の予算の中に占めますところの特定財源比率が、四十八年度以来急激にダウンいたしましたというのを一つ要素として考えました。四十八年度横並びである四十九年度におきまして、大体四十七年度までと同じ程度の特定財源比率といふことで考えていったらどうかということで、いまの程度の所要額を算定をいたしたわけでございました。で、そのことが、一年間にどの程度自動車の使用者の負担増になるかといふことについて、それが耐え得るもの

であるかどうかということも、一応の検討はいたした次第でございます。

もう一つは、基本的に、特に燃料税につきましては、三十九年以来据え置きになっております関係上、ガソリン価格の中に占めます負担率というものは非常に下がつてきておるわけでございまして、間接税の中で従価税——お値段に従つて率をきめる従価税方式の場合と違ひまして、従量税方式をとります場合には、やはり何年か一ぺんは税率を改定する必要があるわけでございまして、そういたしますと、相対的にその値段が上がつていくこととの関連で、税負担率が下がつていくわけでございまして、確かにガソリン税は決して安いわけではございませんけれども、しかし、一方から申しますと、三十九年には、現在の税率がきまりました程度には、小売り価格中に占めるガソリンの税負担率は六二・二という非常に高い率であつたわけでございまして、最近ガソリンの値段が上がつた関係もございしますが、今度百円になりまして、三四％程度になるわけでございまして、そこを総合的に見まして、この程度の引き上げはやむを得ないのではないかと、いふように考えたわけでございます。

しかしながら、いま非常に問題が不安定な状態にあることは事実でございます。道路計画のほうも不安定でございますし、ガソリンの値段のほうも不安定でございますし、自動車の使用が、場合によりまして、伸び率が屈折点に差しかつてくるかもしれないという点でも不安定でございます。今後はそういうことをよく見直さなければならぬという趣旨も含めて、今回の引き上げは、二年間という暫定的なものでやってみたらどうかということにいたしましたのも、その辺を踏まえてのことであることをお含み願ひたいと思ひます。

○栗林卓司君 どうしてもそういった話になっていくわけですし、そういった話のほうになじみがないんですけれども、私が何で先ほど来申し上げているかというと、自動車産業あるいは経済全般

ということから一切離れて、実際に国民がどんな暮らしをしているのかというところに立つて見直さないと、自動車関係諸税というのは実態が浮かんでこないんです。これを再々言つておるわけですが、自動車産業というのは大切な産業だと大臣言われましたけれども、造船がある、鉄がある、自動車がある、それぞれ内需、外需——輸出、国内含めて大きな役割をしておるわけですから、自動車の場合の一番の違いというのは、製品は国民に直接触れておるんです。ですから、自動車関係諸税というのは、自動車産業問題なんだ、そう短絡してお考えにならないように。これはあくまでも国民の問題であり、労働者の問題である。都心、周辺、郡部、そして地方、それぞれ異なる環境の中で起つておる問題なんだということを一審申し上げたわけなんです。

その中で言いたいのは、ほかの各省庁も同じですけれども、そういった目で、自動車の利用実態というのをもうそろそろ徹底的に洗つてみたらどうですか。もう二千六百万台からなつてきています。そうならば、自動車といふことで何となくマイカーで一括していい問題ではないと思ひます。ナンバープレートだって緑と白の二種類だけではないのかという話だってほんとはあるはずだといふことも含めて、それぞれにお考えいただきたいと思ひます。

そうは言つても、産業問題がないとは言ひません。これは一番最初に大臣に申し上げたとおりで、三月二十日現在というの、昭和四十五年に比べてなおかつ二割落ちている。やっぱりここです。感ずるのは、自動車が内需の屈折点に達するところ、これは二年前ぐらいにいわれたんです。ところが過剰流動性がある、あるいはいわゆる調整インフレーション政策がされるということで、景気の過熱が起りました。したがって、ほんとは将来へ属する需要まで去年一年間で相当先取りしちゃつたんです。耐久消費財が一ぺん買つたらすいぶん持つわけです。東京周辺——先ほど来引用している資料ですけれども、その資料を見ておもしろいのは、

あなたは新車を買つていますか、中古車を買つていますかと聞きますと、新車を買つておる率がべらぼうに高い。というほど将来の需要の伸びまで先取りしちゃつたんじゃないか。それを考えますと、いまの屈折点というのは相当底冷えがしてくるんじゃないかと内心感じておるのです。

しかも、それだけでは済まない。先ほど来国民生活の話をしました。産業といふことになつたらほとんどは税だけではない。ガソリンが上がる。しかも、諸物価のはね返りで車の価格まで上がる。この上り率といふのは高い。当然需要に影響しないわけにはまいりません。その上にまた税を上るのせするわけですから、正気ですかと私はほんとうは言いたい。しかも、来年になりますと五十年以降はニューモデル、十二月からは継続生産車、このことによつて車の値段といふのは、いままでない部品をつけるわけですから安くなる理屈はありません。どのぐらい高くなると大蔵省ではおらんになっていきますか。検討してないといふなら検討してないでけつこうです。

○説明員(福田幸弘君) どういう形で公害対策車が完成するかが見込みにくいものですから、金額的にも正確ではございませんが約一割ぐらひではないかという見当でございまして、価格が上がるということも頭にございまして。

○栗林卓司君 正しくは、これは運輸省のほうにお調べいただいたんですけれども、一〇％から二〇％近く上がるんじゃないか、燃費のほうは一〇％から一五％ぐらひ悪くなるんじゃないかというのが大まかない見通しでございまして、言つておるんですよ。これはアメリカのEPAの調査によりますと、やっぱり一〇％以上コストが上がるであろう。向こうの二、三年前の資料で三百五十ドルアップといつておりましたから、大体一割以上。

ただ問題は、そういう動きに対して関心を持つてくださいということですが、大蔵省として、産業問題といふことになつたらその話になります。そ

れがさらに屈折点を深めていく。そのときに、いま今回の増税だけではなくて、これまでの五年ないし六年間で新車価格に匹敵するほどの自動車関係諸税をどうやっていじっていくのか、極端に言うとなげていくのかという局面に私は直面せざるを得ないんじゃないか。将来のことですから議論はしませんけれども、そういった可能性があるとこのこと、そう言った場合に、先ほど来おっしゃっている産業への配慮という意味で、自動車関係諸税を抜本的に見直す御用意がございいますか。あまり質問が長くなっても恐縮ですから、最後にそれだけ伺ってこの次の機会に譲りたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 先ほど来申し上げておりますように、ただいまマスキー法関係のことをまたお触れになりましたけれども、それも含めまして、非常に問題は流動的であるといえますが、安定的でないということは間違いない事実でございします。そういう意味で、不安定でございしますから、自動車関係諸税は絶えずいろいろな角度から見直しを行なわなければならないという点については、栗林委員の御指摘のとおりだと思います。

なお、先ほど来の御議論で一言触れさせていただきましたと思いますが、確かに自動車の利用者はいろいろな形態になっております。通勤の足の場合もありますし、身障者のように全く足になっていない場合もありますし、通勤の足の場合にも、団地等の遠距離通勤の場合であるとか、それから農村地帯においてかなり遠方から工場その他に通う場合であるとか、いろいろな場合があるわけでございます。

そういう事情を背景にして、どういうふうな一般に国民の方々は見ておられるかということについては、私も私も関心を持ったわけでございますが、適当な方法がございませんで、内閣の広報室を通じていろいろ調べてみたわけでございますが、これはサンプル数が非常に低いので、その意味においてどの程度の、何といいますが、これを

たよりにして行政判断をしてよろしいかということについては、非常に問題がございしますが、このときの調査の結果では、全体としては七割近い方々が若干自動車の所有者に負担をさらに求めているもののではないかということであり、当然のことながら自動車を持たない方々のほうは大体七割余りがそういう意見でありましたけれども、自動車を持つておられる方々も、四五%までは、何らかの財源を自動車関係利用者に求めてもいいのではないかという意見を出されたという事実がございします。しかし、これは一つには、もともと調査の対象人員があまりにも少ないということが一つと、それからもう一つは、この調査時点が、今回の石油危機の問題が起ります前でございますので、私どもも何もこの調査を根拠にしてガソリン税、自動車重量税を引き上げてもいいんだということをお申し上げるつもりはございせんけれども、やはり先ほど来の御指摘のように、自動車関係者がどういふふうな車を利用していかういふふうなことも、またきわめて重要なポイントでございしますけれども、そしてそれがまた所得階層別にどうなっているかというふうなことも問題でございしますが、自動車を持たない人方は一体どういふふうなことにこのものを国民の一人として判断しておられるかというあたりの問題もあるわけでございます。今、今後の問題を考えます際には、何らかの形で、どういふ形式で調査をしたら、一体国民の世論的なものが求められるかということが非常に問題でございしますけれども、そういう広く利用者、非利用者を通じて、この問題にどういふ感じを持つておられるかということ調査をしたりいたしまして、また先ほど来御指摘の点も、できますならば、何らかの形で調査をいたしまして、今後の方針をきめるとき参考にしていただきたいと思います。

○栗林卓司君 最後に、例のアンケートの点お触れになりましたんで、私のあれを拝見した意見を申し上げておきたいと思うんですが、確かに、

にアンケート対象の数が少ない、それをここで問題にしません。ただ印象深かったのは、アンケートをされた中で、車を持つておる人の率の多いんですね。半分以上が実際に車を所有しているわけですね。というほどみんな持つてきたんだという感じがまず一つしました。それから自動車の抑制について税を課することどうだと言ったら、いまおっしゃった比率で賛成だと言いました。これは、その気持ちは私もよくわかる。ここで一つ私が申し上げたいのは、どんな税にしますかと云うたら、大半が燃料税でしょう。これはたしかそのはずですよ。燃料税を希望されていたはずで

す。そこで私が、これは実際に車を利用している人たちの人情の機微がある。燃料税というのは公平に映るんですね。長くドライブをしている人も、短い人も、車を持つていながら同額というのはどう考えたってわからない。長い時間利用する人は、やっぱりよいに車で道も道路もいためるわけだから税は負担しない、短くしか動かさない人はやっぱり税負担は少なくていいという公平感が裏にある。ですから、税をとっていい。だからしたがつて、車の保有そのものにかかわる重量税を倍増ということにはそのアンケートからはならないんです。しかも、ガソリン消費がどうなっているかと言いますと、これはうらな数字ですが、正確かどうかわかりませんが、一九七二年アメリカを見ますと、年間台当たりガソリン消費量というのは大体三キロリットル、日本はどうかと言いますと、乗用車だけ抜き出してみますと、一・二キロリットル。十年前、昭和三十七年に比べますと、三十七年が二・六五、何と五四%もガソリンを使わなくなってきた。したがって、ガソリンだったらまあ、もっと効果的に車を利用するという気持ち背後にあるもので、すから税を取ることは考え方としてけっこうです。しかし、それはあくまでも燃料税という走行距離に比例した取り方でないと不公平ではないかというの、私はアンケートの中に出てくる気持ちだ

と思う。それと、だから、保有にかかわる車検のつど持つていかれる自動車重量税とイコールなんだということにはならないんじゃないか。それが先ほど来申し上げている個々の使い方が一体どうなのかということから見てくるので、私は、あの資料はたいへん興味深く拝見しましたし、あそこの中で、もつと取ってもよろしいということの意見もよくわかります。ほかの資料で規制を強化していかうと云うと、大半の人は交通規制は強化すべきだと、みんなそう言う。裏返してみますと、それは自動車は手放せなくなってきた。ですから、画一的なことで、さっき車を持たない人はどうするかと言われました。よく出る議論ですけれども、アメリカはたいへん車を持つてい。ところが一軒で二台持つていのが大体二五%、一軒一車持つていのが五〇%、残り二五%は交通貧困者であつて車を持つていない。この人たちの足をどう確保するのかというのが、最近の議論であることはおっしゃるまでもございせん。しかし、このことと、地方においてはやはり自動車によるざるを得ない、線路を敷設する、バスをするといったって、あの広域経済圏の面の交通機関としては車しかない。東京二十三区の中で車というのはだいたいこれはおかしい。では周辺部はどうか、郡部はどうか、これも議論としては、昭和四十六年の例の自動車重量税の配分をめぐる臨時関係協議会が総合交通体系を発表しました、考え方を。あそこの中ではつきり線路は引いている。必要性が地方によってどう変わるのか、それに対して需要をどうやって誘導していくのか、作文はとくにできています。ですから、一律に上げる、それは直間比率でどうこうだという議論は、私にはとうてい理解できない。ただ、おっしゃったように、産業対策ということになれば、今度は別な意味で申し上げたいことはたくさんあります。それはどうかということになると、これから車の生産販売がどこまで冷えていくのか、三月は別として、四月から六月、七・九の危機をどうやって渡ってい

くのかということになると、よほど目を開いて状況を見ておいていただきたい、これだけを申し上げます。

○委員長(土屋義彦君) 三法案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和四十九年四月十五日印刷

昭和四十九年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局